

【(基本目標:1)地域で安心して生活できる基盤づくり — (施策:1)相談支援体制の充実】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
1	相談支援事業の実施	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実	<p>【障がい福祉課】</p> <p>福祉センター内の総合相談窓口において、市内3か所の相談支援事業所が障がいの種別にかかわらず、すべての相談を専門職の相談員が受けている。また、相談内容に応じて適宜関係機関と連携して相談支援を実施している。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員、一般相談、クローバーと連携を図り、相談における入口の整備を行った。 ・計画相談においては、新任の計画相談員向けの芦屋版「計画相談支援の手引き」の改訂版(第2版)を作成した。 ・市内各事業所や関係機関と合同で、事業所説明会「まるっと説明会」を実施し、138名の参加があった。 	達成(○)		<p>【障がい福祉課】</p> <p>福祉センター内の総合相談窓口において、市内3か所の相談支援事業所が障がいの種別にかかわらず、すべての相談を専門職の相談員が対応する。また、相談内容に応じて適宜関係機関と連携して相談支援を実施する。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の障がい者部会と連携し、より密な連携を図れるように取り組む。また、令和元年度より開始した地区福祉委員会における発達障がい者模擬体験研修を今年度も実施し、普及啓発を図る。 ・相談員を対象とした相談支援連絡会を定期的に企画し、お互いの顔の見える関係づくりや地域課題の抽出や意見交換を行う。
2	自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がい者等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	障がい福祉課	充実	<p>毎年度定期的に開催し、芦屋市における障害福祉施策の評価や課題抽出を進めている。課題については実務者会や専門部会の下部組織で具体的に取り組み地域の課題解決に貢献している。</p> <p>【令和元年度実績】</p> <p>「欲しい時に欲しい情報が得られる場」「触れる情報を得られる場」をつくることを目的とし、「芦屋の障がい福祉まるっと説明会」を開催した。</p>	達成(○)		<p>自立支援協議会については令和2年度においても年3回、下部組織である実務者会は年3回程度、専門部会は6回程度開催する予定。</p> <p>専門部会では、「障がい理解のあるボランティアを増やすことで、地域啓発をはかり、その延長として人材の確保につなげる」という課題を設定し解決に向けて協議していく。</p>
3	芦屋市地域福祉推進協議会の開催	障がい者や高齢者、児童など分野・部門を越えた地域の総合的な課題に対応するため、医療・保健・福祉の総合調整や地域システム全体の運営における基本方針、福祉施策への反映を協議します。	地域福祉課 社会福祉協議会	継続	<p>【地域福祉課】</p> <p>令和元年度中に地域福祉推進協議会を1回開催。複合化・複雑化した生活問題を抱えた世帯や個人が地域で潜在化、あるいは孤立化することなく、必要な社会的支援を受けながら地域の一員としてつながり続けることができるよう、「多機関による協働支援」と「地域とのつながりや参加の継続的支援」、「地域住民同士の支え合いの醸成」のしくみの構築をめざすこととなった。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>小地域福祉ブロック会議では、地域住民が主体となって福祉課題となるテーマ選定をして、解決策を検討する協議の場を開催し、その結果を推進協議会へ報告している。</p> <p>地域ケアシステム検討委員会では、生活困窮の問題に焦点化し、各専門機関へヒアリングを行い、生活問題が複合化、複雑化している世帯に対する支援の停滞が生じていることが明らかになったことから、複合多問題ケースを多機関協働で支援する仕組みづくりに向け支援チーム検討会を実施。</p> <p>また、65歳を迎えた障がい者が、高齢者のサービスに移行できる仕組みづくりのために、65歳プロジェクトを実施。</p>	達成(○)		<p>【地域福祉課】</p> <p>地域でまちづくりや福祉活動など様々な活動をしている団体等へ働きかけを行い、住民の主體的な支え合い活動のさらなる活性化に重点的に取り組み、「地域住民同士の支え合いの醸成」を進めていく。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>小地域福祉ブロック会議は、地域住民への啓発の場として開催する。地域における課題は、自治会、民生委員、福祉推進委員の代表に加え、施設・企業・NPO・地域活動者などが参画する会議で検討する。</p> <p>地域ケアシステム検討委員会では、65歳プロジェクトにおいて、「ツールづくり、ルール作りを完成させる」。</p> <p>支援チームについては引き続き開催し、専門職間の連携支援体制を進める。</p>
4	民生委員・児童委員との連携	地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、研修の実施や緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供など、民生委員・児童委員との連携を密にしていきます。	地域福祉課 (障がい福祉課)	継続	<p>【地域福祉課】</p> <p>民生委員・児童委員には地域住民と行政とのパイプ役として活動してもらっており、日頃の見守り活動に加え、障がいのある人やその家族から相談を受けた際、必要な支援につなぐことができるように、研修等を実施し、障がいのある人への理解を深めた。</p> <p>*令和元年度第1回障がい者部会では、芦屋市障がい者基幹相談支援センター職員を講師とした研修を行った。</p>	達成(○)		<p>【地域福祉課】</p> <p>人との接触をなるべく控えるような状況下においても、必要最小限の研修や、緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供など、地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、民生委員・児童委員との連携を図る。</p>
5	障がい者基幹相談支援センター機能の充実	○障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。 ○入所施設・病院から円滑に地域へ移行し、継続して生活できる支援体制の整備に取り組めます。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実	<p>【障がい福祉課】</p> <p>障害福祉課と障がい者基幹相談支援センターとの連携を図るため、毎月基幹相談定例会を開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に作成した「計画相談支援の手引き」について、改訂版を作成した。 ・市内の計画相談員が意見交換する「計画相談連絡会」を開催した。 ・地域における支援者との連携を強化するため、民生児童委員の定例会、特別支援学校に対して障がい福祉サービス等の説明を行った。 ・施設従事者に対して、障がい者虐待防止のための研修会を開催した。 ・精神科病院に長期入院している精神障がいのある人の地域移行促進の取組を行った。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで精神科医による事例検討会のみ実施していたが、令和元年度より基幹相談員による事例検討会を開始した。 ・研修では、地域福祉研修やファンリテーション研修OT・PT・STによる支援内容研修、困難事例対応研修、メンタルヘルス研修等を実施した。 	達成(○)		<p>【障がい福祉課】</p> <p>引き続き障がい福祉課と障がい者基幹相談支援センターとの連携を図るため、毎月基幹相談定例会を開催する。</p> <p>市内相談支援事業者の人材育成の取組として、相談支援連絡会の開催や、事例検討会を開催する。</p> <p>また、地域の相談機関等と連携を強化するため、民生児童委員協議会、地区福祉委員会、特別支援学校等への普及啓発業務を実施する。</p> <p>他にも、市内施設従事者に対して、障がい者虐待防止のための研修会の開催、精神科病院の長期入院者の地域移行に向けた支援を実施する。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでのように事例検討の実施とともに、コロナによる新しい生活様式に対応するため、リモート研修等を実施していく。 ・地域移行においては、長期入院者が実際の地域生活をイメージしやすいように「グループホームの一日」などの動画作成を行っていく予定。

6	計画相談支援事業の実施	障がい者等の様々なニーズに応じた福祉サービスを提供し、総合的かつ継続的な支援を行うため、「サービス等利用計画書」を作成し、障がいのある人のサービス利用を支援します。	障がい福祉課 子育て推進課	継続	【障がい福祉課】【子育て推進課】 障がい福祉サービスを利用している障がい者等に対する計画相談支援については、100%導入済みとなっている。	達成(○)		【障がい福祉課】 障がい福祉サービスを利用している障がい者等に対する計画相談支援については、100%導入を維持する。 【子育て推進課】 障がい者等の様々なニーズに応じた福祉サービスを提供し、総合的かつ継続的な支援を行うため、「サービス等利用計画書」を作成し、障がいのある人のサービス利用を支援する。
7	多様な連携による支援	トータルサポートの仕組みを通じて、市役所内や関係機関、地域等との連携を進めるコミュニティソーシャルワークを推進し、支援が必要な方等が抱える課題を含め、新たなニーズや困難な課題に対して、さまざまな力が協働して解決する取り組みの推進を図ります。	地域福祉課	継続	地域福祉係におけるトータルサポート機能により、虐待対応や生活困窮者支援において、複合多問題等を抱える世帯に対して関係機関と連携しながら支援を行った。 【令和元年度実績】 新規183件(内訳:高齢者110件 障がいのある人13件 制度外60件)	達成(○)		トータルサポートの機能を生かした、市役所内や関係機関との連携による個別支援の展開、多機関協働による包括的支援体制の整備を目指した取組を進めていく。

【(基本目標:1)地域で安心して生活できる基盤づくり — (施策:2)障がい福祉サービスの充実(1)自立支援給付・地域生活支援事業】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
8	訪問系サービスの実施	障がいのある人が家庭において自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課	継続	訪問系サービスについては利用ニーズが年々向上しているため、全体のサービス支給量は増加している。 【令和元年度実績】 年間総利用時間数 4,231時間	達成(○)		引き続き、障がいのある人が家庭において自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」の各サービスについて、一人ひとりの必要性を精査したうえで支給決定していく。
9	日中活動系サービスの実施	障がいのある人の地域における日中活動の場となる「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「療養介護」「生活介護」「放課後等デイサービス」及び「短期入所」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課 子育て推進課	継続	【障がい福祉課】【子育て推進課】 日中系サービスについては利用ニーズが年々向上しているため、全体のサービス支給量は増加している。	達成(○)		【障がい福祉課】 引き続き、障がいのある人の地域における日中活動の場となる「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「療養介護」「生活介護」「放課後等デイサービス」及び「短期入所」の各サービスについて、一人ひとりの必要性を精査したうえで支給決定していく。 【子育て推進課】 障がいのある人の地域における日中活動の場となる「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「療養介護」「生活介護」「放課後等デイサービス」及び「短期入所」の各サービスの提供と基盤整備を進めていく。
10	居住系サービスの実施	障がいのある人の地域における居住の場として、「共同生活援助」「施設入所支援」の各サービスの提供と地域で安心して生活できるよう地域移行・地域定着支援事業等のサービスの充実を図ります。	障がい福祉課	継続	共同生活援助(グループホーム)については利用ニーズが年々向上しているため、全体のサービス支給量は増加している。 【令和元年度実績】 月平均利用者数 53人 地域移行支援については、障がい者基幹相談支援センター・芦屋保健所と連携し近隣の精神科病院に訪問したことにより、地域移行件数が大幅に増加している。また、地域移行支援した方に対する地域定着支援について、1人の利用があった。 【令和元年度実績】 地域移行支援実利用者数 5人	達成(○)		障がいのある人の地域における居住の場として、「共同生活援助」のサービスについて一人ひとりの必要性を精査したうえで支給決定していく。また、地域で安心して生活できるよう施設入所者及び精神科病院における長期入院者の地域移行・地域定着支援事業等のサービスの充実を図っていく。
11	地域生活支援事業の実施	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう「理解促進研修・啓発事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」の必須事業に加え、その他事業として「日常生活支援」「社会参加支援」「権利擁護支援」「就業・就労支援」を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	障がい福祉課	継続	芦屋市保健福祉センターに福祉の総合相談窓口を設置し、相談者の内容に応じた柔軟な支援を行っている。また、生活訓練等事業として障がい児に対する機能訓練を芦屋市保健福祉センターで実施している。 地域生活支援事業では、必須事業の他、任意事業として「訪問入浴サービス」「生活訓練」「日中一時支援」「レクリエーション活動等支援」「点字・声の広報等発行」を実施。	達成(○)		障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう地域生活支援事業の必須事業及び任意事業を実施することで、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図っていく。
12	補装具事業の実施	障がいのある人の身体機能を補完又は代替することで日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行い、それに係る経費を助成します。	障がい福祉課	継続	前年度と比べ実績としては減少しているが、1人当たり金額については増加。耐用年数(買換え可能年度)によって、購入希望者や修理希望者が異なってくるため、全体として大きな変動はなし。 【令和元年度実績】 111人(購入68人・修理43人) 8,494,499円	達成(○)		障がいのある人の身体機能を補完又は代替することで日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行い、それに係る経費を助成していく。
13	自立支援医療の給付	障がいのある人の身体の機能障がい除去又は軽減するために行う手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費の一部を給付します。	障がい福祉課	継続	前年度と比べ更生医療、精神通院については増加傾向にある。育成医療については支給決定人数自体は減っているが、継続治療が必要な件数については変動なし。 【令和元年度実績】 更生医療:93人・51,352,587円 育成医療:3人, 123,598円 精神通院:1,308人 ※診療報酬については県負担	達成(○)		障がいのある人の身体の機能障がい除去又は軽減するために行う手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費の一部を給付していく。

【(基本目標:1)地域で安心して生活できる基盤づくり — (施策:2)障がい福祉サービスの充実(2)障がい福祉サービス提供基盤の確保】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
14	芦屋市社会福祉「友愛」基金による社会福祉活動に関する助成	市内における施設基盤の充実を図る観点から、社会福祉法人が市内に社会福祉施設を建設するための借入資金に係る利子に対する助成を行います。	地域福祉課	継続	社会福祉法人による社会福祉活動のより一層の促進及び充実を図るため、施設の建設等に要した借入資金に係る利子の部分について、一部を補助した。 【令和元年度実績】 11件	達成(○)		社会福祉法人による社会福祉活動のより一層の促進及び充実を図るため、施設の建設等に要した借入資金に係る利子の部分について、一部を補助する。
15	「はんしん自立の家」運営費の補助	介助者等の緊急時における受け入れ先確保の観点から、阪神6市1町の共同事業である「はんしん自立の家」のショートステイ事業に対し、運営補助を行います。	障がい福祉課	継続	令和元年度は317,000円の運営補助を実施した。	達成(○)		介助者等の緊急時における受け入れ先確保の観点から、阪神6市1町の共同事業である「はんしん自立の家」のショートステイ事業に対し、運営補助を行う。 ※運営補助:309,000円
16	社会福祉法人阪神福祉事業団への補助	障がいのある人が安心してケアを受けることができる施設を確保する観点から、社会福祉法人阪神福祉事業団が運営する知的障害者支援施設の運営費の一部を助成します。	障がい福祉課	継続	令和元年度は197,616円の運営補助を実施した。	達成(○)		障がいのある人が安心してケアを受けることができる施設を確保する観点から、社会福祉法人阪神福祉事業団が運営する知的障害者支援施設の運営費の一部の助成を行う。 ※運営補助:198,860円
17	みどり地域生活支援センターの運営	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、障がい者の福祉の増進を図るためセンターを設置し、生活介護や短期入所の障がい福祉サービスの実施、喫茶や盆踊り等地域に開かれた障がい者支援施設として運営を行います。	障がい福祉課	継続	「特定非営利活動法人 芦屋市障がい児・者福祉会」に運営事業を委託し生活介護事業及び短期入所事業を実施している。また、喫茶や盆踊り等地域と密着した活動を展開している。	達成(○)		「特定非営利活動法人 芦屋市障がい児・者福祉会」に運営事業を委託し生活介護事業及び短期入所事業を実施していく。また、喫茶等地域と密着した活動についても感染症予防対策を講じながら実施していく。
18	障がい児機能訓練事業等の実施	保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施します。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施します。	障がい福祉課	継続	【令和元年度実績】 身体機能訓練(理学療法)利用者数22人 実施回数304回 水浴訓練 利用者数33人 実施回数364回 療育訓練(作業療法) 利用者数49人 実施回数516回 療育訓練(言語療法) 利用者数24人 実施回数272回	達成(○)		保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施していく。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施していく。
19	地域生活支援拠点等の整備	相談や社会生活の体験の機会や場の確保、緊急時の受入れ・対応、人材の確保・養成や連携等の推進、地域の体制づくりを総合的に支える拠点を整備します。	障がい福祉課	新規	社会生活の体験の機会や場の確保、緊急時の受入れ・対応については、高浜町ライフサポートステーションにおいて実施している。 また、相談・地域との連携については、障がい者基幹相談支援センターにおいて実施している。	達成(○)		社会生活の体験の機会や場の確保、緊急時の受入れ・対応については、高浜町ライフサポートステーションにおいて、また、相談・地域との連携については、障がい者基幹相談支援センターにおいて実施していく。

【(基本目標:1)地域で安心して生活できる基盤づくり — (施策:2)障がい福祉サービスの充実(3)障がいのある人の生活を支援するサービス】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
20	各種障害者手帳の交付	障がいのある人の自立更生、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的に、身体障害者福祉法、兵庫県療育手帳制度要綱、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、各種手帳の交付を行います。	障がい福祉課	継続	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳については、前年度に比べ増加傾向にある。 【令和元年度実績】 身体障害者手帳:3,194人 療育手帳:623人 精神障害者保健福祉手帳:641人	達成(○)		障がいのある人の自立更生、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的に、身体障害者福祉法、兵庫県療育手帳制度要綱、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、各種手帳の交付を行う。
21	各種手当・給付金等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」「介護手当」「重度心身障害者特別給付金」等の各種手当・給付金を支給し、在宅で生活する障がいのある人の経済的負担の軽減・所得の確保に努めます。	障がい福祉課	継続	○支給件数は横ばいである。 【令和元年度実績】 特別児童扶養手当 105人 特別障害者手当 69人 障害児福祉手当 78人 重度心身障害者(児)介護手当 該当者なし 重度心身障害者特別給付金 該当者なし 福祉手当(経過的) 1人	達成(○)		「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」「介護手当」「重度心身障害者特別給付金」等の各種手当・給付金を支給し、在宅で生活する障がいのある人の経済的負担の軽減・所得の確保に努めていく。
22	心身障害者扶養共済制度の周知	保護者に万一のことがあった場合に、残された障がいのある人に年金を支給し、経済面の安定化を図ることを目的とする心身障害者扶養共済制度の周知を図ります。	障がい福祉課	継続	手帳交付時に障がい福祉のしおりを用いて周知に努めた。 【令和元年度実績】 加入者数 40人 受給者数 48人	達成(○)		保護者に万一のことがあった場合に、残された障がいのある人に年金を支給し、経済面の安定化を図ることを目的とする心身障害者扶養共済制度の周知を図っていく。

23	心身障害者扶養共済制度の掛金補助	旧芦屋市中心身障害者保険扶養制度の加入者で、兵庫県心身障害者扶養共済制度に引き続き加入しており、かつ、一定の事由に該当する者に対して掛け金の補助を行います。	障がい福祉課	継続	補助制度は継続しているが、該当者なし。	達成(○)		旧芦屋市中心身障害者保険扶養制度の加入者で、兵庫県心身障害者扶養共済制度に引き続き加入しており、かつ、一定の事由に該当する者に対して掛け金の補助を行っていく。
24	生活福祉資金の貸付	障がい者世帯に対し、安定した生活を営めるようにするため、目的別資金の貸付を行います。	社会福祉協議会	継続	・障がい福祉のしおりに案内を掲載し、必要に応じ貸付の相談に対応した。 ・障がいがあることによる目的別の貸付より生活全体を立て直す必要がある場合には、収支表を作成し家計改善支援を行った。	達成(○)		・障がい福祉のしおりに案内を掲載し、必要に応じ貸付の相談に対応する。 ・生活困窮者自立支援制度との連携により、生活全体を立て直す必要がある場合には、貸付の利用とともに収支表を作成し家計改善支援を行う。
25	税の軽減等の実施	障がいのある人の経済面の安定化を図るため、軽自動車税や自動車税・市民税の減免措置、市民税の障害者控除・非課税措置などを行います。	課税課	継続	減免の申請があった場合は、要件に該当するか審査の上、適用している。また、障害者控除や非課税措置についても課税資料をもとに、適切に適用するよう努めている。	達成(○)		障がいのある人の経済面の安定化を図るため、軽自動車税や自動車税・市民税の減免措置、市民税の障害者控除・非課税措置などを行う。
26	軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発育を支援するため、補聴器購入費用等の一部助成を行います。	障がい福祉課	継続	制度開始の平成25年10月より6年が経過し、修理や買換えの必要で今後も申請は増加する見込み。また、令和2年4月1日の要綱改正により、対象者が広がったため、今後の増加が見込まれる。 【令和元年度実績】 4人 478,000円(補聴器購入)	達成(○)		身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発育を支援するため、補聴器購入費用等の一部助成を行っていく。
27	生活困窮者自立支援法による事業との連携	障がいのある人の経済問題に関する相談対応について、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法における実施事業との連携について検討します。	地域福祉課 (障がい福祉課)	新規	【地域福祉課】【障がい福祉課】 対象者が、障がいのある人や障がいの疑いのある人の場合は、障がい者基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業など、関係機関と連携し、支援を実施している。	達成(○)		【地域福祉課】 対象者が、障がいのある人や障がいの疑いのある人の場合は、障がい者基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業など、関係機関と連携し、支援を実施する。 【障がい福祉課】 障がいのある人や障がいの疑いのある人を支援している中で、経済的に課題がある人については、障がい者基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業など、関係機関と連携し、支援を実施していく。
28	各種負担軽減策の周知	障がいのある人の社会参加の促進や経済面における負担軽減を図るため、NHK放送受信料や下水道使用料、社会教育施設観覧料の減免、さらに、郵便料やNTT番号案内料の無料措置について周知します。	障がい福祉課	継続	手帳交付時に窓口で対象者に説明し、申請案内した。 ホームページ・障がい福祉のしおり等にも掲載し周知を図っている。 【令和元年度実績】 NHK :183件 下水道 :144件	達成(○)		障がいのある人の社会参加の促進や経済面における負担軽減を図るため、NHK放送受信料や下水道使用料、社会教育施設観覧料の減免、さらに、郵便料やNTT番号案内料の無料措置について周知していく。
29	小児慢性特定疾患児日常生活用具等給付事業の実施	小児慢性特定疾患児を対象に、居宅生活支援として、日常生活用具等給付事業を実施します。	健康課	継続	R2.3.31時点において小児慢性特定疾患児日常生活用具等給付事業に係る申請は0件である。	達成(○)		小児慢性特定疾患児を対象に、居宅生活支援として、日常生活用具等給付事業を実施する。
30	はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費の助成	障がいのある高齢者の健康と福祉の増進を図るため、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課	継続	継続して実施。本庁のほか、ラポルテ市民サービスコーナーでも対応できるようにしている。 【令和元年度実績】 申請者数 :4件	達成(○)		障がいのある高齢者の健康と福祉の増進を図るため、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術に要する費用の一部を助成する。
31	福祉施設等通園(通学)費の補助	すくすく学級通級児や市外の訓練施設等への通所者に対し、交通費の補助を行います。	子育て推進課 障がい福祉課	継続	【令和元年度実績】 すくすく学級 対象児童数 13人 補助額 191,902円 その他 制度は継続しているが、該当者なし。	達成(○)		すくすく学級通級児や市外の訓練施設等への通所者に対し、交通費の補助を行う。

【(基本目標:1)地域で安心して生活できる基盤づくり — (施策:2)障がい福祉サービスの充実(4)障がいのある人の外出を支援するサービス】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の実績
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
32	タクシー利用料金等の助成	障がいのある人の通院及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用券の交付やガソリン費用の一部助成を行います。	障がい福祉課	継続	継続して実施している。 【令和元年度実績】 タクシー利用券受給者 982件 ガソリン費用助成受給者 434件	達成(○)		障がいのある人の通院及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用券の交付やガソリン費用の一部助成を行っていく。
33	公共交通料金等の負担軽減の周知	障がいのある人の外出にかかる料金等の負担を軽減し、社会参加の促進を図るため、鉄道、汽船、バス、国内航空運賃や有料道路通行料金の割引や自転車駐車場使用料の減免等について周知を図ります。	障がい福祉課	継続	窓口及び障がい福祉課ホームページで周知している。 【令和元年度実績】 有料道路通行料金割引 474件	達成(○)		障がいのある人の外出にかかる料金等の負担を軽減し、社会参加の促進を図るため、鉄道、汽船、バス、国内航空運賃や有料道路通行料金の割引や自転車駐車場使用料の減免等について周知を図っていく。
34	補助犬貸付事業の周知と施設等への啓発	○補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を必要とする障がいのある人に、兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図ります。 ○交通機関や公共施設、大型店舗、民間施設などにおいて補助犬の同伴が円滑に行えるよう、関係機関や商工会等を通じた啓発に取り組みます。	障がい福祉課	継続	○市ホームページ及び障がい福祉のしおりに身体障害者補助犬貸付事業の説明を掲載 ○障害福祉課窓口で補助犬啓発冊子の設置及びステッカーの配布 ○公共施設において、補助犬同伴可ステッカーを貼付	達成(○)		補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を必要とする障がいのある人に、兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図っていく。 交通機関や公共施設、大型店舗、民間施設などにおいて補助犬の同伴が円滑に行えるよう、関係機関や商工会等を通じた啓発に取り組んでいく。

【(基本目標:1)地域で安心して生活できる基盤づくり — (施策:3)障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応(1)乳幼児期】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の実績
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
35	妊産婦健康教育・相談の実施	○妊産婦に対し、安全な分娩を図ることを目的に、妊婦相談やレッツエンジョイマタニティクッキングなどの各種教室において疾病等の早期発見と適切な教育・指導を行います。 ○妊娠時の母親に対して障がいや疾病のあった場合の対応を含めた情報提供を行います。	健康課	継続	妊産婦に対し、安全な妊娠・出産を迎えられるよう、妊婦相談、プレおや教室(パパママクラス・沐浴クラス)を実施。 【令和元年度実績】 パパママクラス 全6回 参加延べ人数166人 沐浴クラス 全5回 参加延べ人数142人 ※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、1回中止。	達成(○)		○妊産婦に対し、安全な分娩を図ることを目的に、妊婦相談や妊婦食事診断などの各種取り組みにおいて疾病等の早期発見と適切な教育・指導を行う。 ○妊娠時の母親に対して障がいや疾病のあった場合の対応を含めた情報提供を行う。
36	妊婦健康診査費助成事業の実施	妊娠中の健康診査の受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の一部を助成します。	健康課	継続	妊娠中の健康診査の受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の一部を助成。 【令和元年度実績】 受診券利用人数 887人、償還払い数 140人	達成(○)		妊娠中の健康診査の受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の一部を助成する。
37	母子保健訪問指導の実施	○新生児や乳幼児の養育上必要な事項の指導や、発達上の相談、課題の早期発見・対応を図るため、「新生児訪問(生後28日まで)」「未熟児訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月まで)」「家庭訪問(就学前の乳幼児)」を実施します。 ○未熟児養育医療申請者に対して、健やかな成長発達が促されるよう、全戸訪問を実施します。	健康課	継続	「新生児訪問(生後28日まで)」「未熟児訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月まで)」「家庭訪問(就学前の乳幼児)」を実施。 未熟児養育医療申請者に対しても、健やかな成長発達が促されるよう訪問している。 【令和元年度実績】 新生児訪問 14人 未熟児訪問 12人 こんにちは赤ちゃん訪問 535人 乳幼児訪問 322人(こんにちは赤ちゃん訪問と重複あり)	達成(○)		○新生児や乳幼児の養育上必要な事項の指導や、発達上の相談、課題の早期発見・対応を図るため、「新生児訪問(生後28日まで)」「未熟児訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月まで)」「家庭訪問(就学前の乳幼児)」を実施する。 ○未熟児養育医療申請者に対して、健やかな成長発達が促されるよう、訪問を実施する。
38	乳幼児健康診査の実施	子どもの発達上の課題の早期発見を図り、子どもの健全な育成を促すため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対し乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォローへとつなぎます。	健康課	継続	【令和元年度実績】 4か月児健康診査(全18回、受診者数551人) 10か月児健康診査(通年、受診者数544人) 1歳6か月児健康診査(全20回、受診者数649人) 3歳児健康診査(全20回 649人)	達成(○)		子どもの発達上の課題の早期発見を図り、子どもの健全な育成を促すため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対し乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォローへとつなぐ。

39	乳幼児健康診査事後指導の実施	○乳幼児健康診査のアフターフォローとして、初期相談から専門的な相談を行う「こどもの相談」や支援を必要とする子どもへの「コアラクラブ」の実施、「アレルギー教室、相談」「5歳児発達相談」を実施します。 ○子どもの発達に関する専門的な相談体制の構築について検討するとともに、療育の必要な子どもに対する情報提供・教育・指導を行います。	健康課	継続	【令和元年度実績】 ○コアラクラブ(全18回、参加者数118人) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、3回中止。 ○こどもの相談(精神科医師による相談者数55人、臨床心理士による相談者数112人) ○アレルギー教室(全4回、参加者数87人) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、1回中止。 ○アレルギー栄養相談(全9回、相談者数5人) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、1回中止。 ○5歳児発達相談(相談希望者数 70人、精神科医師及び臨床心理士の発達相談実施者数23人、支援継続者数20人)	達成(○)		○乳幼児健康診査のアフターフォローとして、初期相談から専門的な相談を行う「こどもの相談」や支援を必要とする子どもへの「コアラクラブ」の実施、「アレルギー教室、栄養相談」「5歳児発達相談」を実施する。 ○子どもの発達に関する専門的な相談体制の構築について検討するとともに、療育の必要な子どもに対する情報提供・教育・指導を行う。
40	健康教育・健康相談の実施	子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳児を育てる保護者を対象に保育士や栄養士による「育児相談」や「もぐもぐ離乳食教室」等を実施します。	健康課	継続	○子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳児を育てる保護者を対象に保健師・栄養士・助産師による育児相談を実施。 【令和元年度実績】全11回、相談者数693人 ※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、1回中止。 ○もぐもぐ離乳食教室 【令和元年度実績】全11回、参加者数208人 ※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、1回中止。	達成(○)		子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳児を育てる保護者を対象に保育士や栄養士による「育児相談」や「もぐもぐ離乳食教室」等を実施する。
41	療育支援相談の実施	障がい児や発達上何らかの心配のある児童等に対し、その障がいの軽減を図ることを目的に、適切な指導を早期に行い、関係機関の連携による支援を行います。また、教育関係機関において、相談内容について情報共有等を行い、就学後の支援が充実するよう体制を整備します。	障がい福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	継続	【障がい福祉課】 保護者のニーズに応じ療育相談の場に担任や加配の先生、保健師が同席したり、療育相談日に併せて教育相談を実施する等その場で相談を受けられる環境を継続して提供している。また療育支援会議では訓練の方向性の検討と共に児の課題について情報共有を図り、他機関連携に努めている。 【令和元年度実績】開催回数 33回 【健康課】 関係機関として療育支援相談に参加し、情報共有を行い支援している。 【子育て推進課】 健康課・学校教育課・障害福祉課・基幹相談支援センター等の関係機関と連携しその児童にあった療育に繋げられるよう努めた。 障がい児通所支援サービスについてわかりやすくまとめた障がい児通所支援ガイドブックを新たに作成し、HPに掲載した。 【学校教育課】 引き続き月1回の療育支援相談に担当者が参加し、支援が必要な幼児児童の学校園での情報を伝達し、連携を図った。また、個別のケースに関して、機能訓練の内容と学校園での指導の方向性が一致するように、情報共有を行った。	達成(○)		【障がい福祉課】【健康課】【子育て推進課】【学校教育課】 障がいのある児童や発達上何らかの心配のある児童等に対し、その障がいの軽減を図ることを目的に、適切な指導を早期に行い、関係機関の連携による支援を行う。また、教育関係機関において、相談内容について情報共有等を行い、就学後の支援が充実するよう体制を整備する。
42	発達障がい児・者への支援	○保健福祉センター内の関係機関やひょうご発達障害者支援センタークローバー芦屋ランチと連携を図り支援に当たります。 ○5歳児発達相談事業において、保護者が子どもの特性や関わり方を理解し、子どもに応じた子育てができるよう相談・指導を行います。	障がい福祉課 健康課 学校教育課	継続	【障がい福祉課】 障がい福祉課で把握している対象者(窓口相談・療育相談・機能訓練等)について、必要性(主訴・状況)に応じて、障がい者相談支援事業所、保健センター、学校教育課につなぎ、支援が継続されるよう連携している。またクローバー支援調整会議にてケースの情報共有、事例検討を行い、より適切な支援ができるよう努めている。 また、家庭療育支援講座を実施し、発達が気になる児への関わりを考え、学ぶ機会を親に提供している。 【健康課】 5歳児発達相談(相談希望者数 70人、精神科医師及び臨床心理士の発達相談実施者数23人、支援継続者数20人) 【学校教育課】 5歳児発達相談の際の子育て相談票の中で、「発達相談を希望する」保護者の情報を共有し、教育相談や就学予定校の見学を行うことができた。	達成(○)		【障がい福祉課】【健康課】【学校教育課】 保健福祉センター内の関係機関やひょうご発達障害者支援センタークローバー芦屋ランチと連携を図り支援に当たる。 5歳児発達相談事業において、心配をもつ保護者に対し、家庭療育支援講座にて子どもの特性や関わり方を理解し、子どもに応じた子育てができるよう相談・指導を行っていく。

43	思春期などにおける早期発見・早期対応	精神的なストレスやこころの病等からひきこもりや障がい発症した場合における早期発見・早期対応のため、関係機関との連携及び支援体制を構築していきます。	青少年育成課 障がい福祉課 学校教育課	継続	【青少年育成課】 継続的に、放課後児童クラブ(学童保育)、あしやキッズスクエア(放課後子供教室)の利用申請、利用中の様子等で気になる点がある場合、現場との相互連絡を行なっている。その上で、必要と判断した場合は保育所への見学・聞き取りを行うとともに、随時関係機関に照会・情報提供を行った。 【障がい福祉課】 福祉センターの総合相談窓口連絡会の場を活用し、若者相談センター「アサガオ」と障がい者相談支援事業を始めとした関係機関との情報共有等連携を行っている。 【学校教育課】 芦屋市カウンセリングセンターや打出教育文化センターのカウンセリングを通して関係機関と連携し、継続的なカウンセリングによる支援を行うことができた。	達成(○)	【青少年育成課】 放課後児童クラブ(学童保育)、あしやキッズスクエア(放課後子供教室)ともに、児童や家庭に関する疑問が出た際には学校・家庭児童相談所・教育委員会等と関係者間で情報提供をしていく。 また、現場の大人が児童にとって悩みを相談しやすい存在であるように努める。 【障がい福祉課】 若者相談センター「アサガオ」と障がい者相談支援事業を始めとした関係機関との情報共有等連携を行っている。 【学校教育課】 引き続き、芦屋市カウンセリングセンターや打出教育文化センターのカウンセリングを通して、関係機関と連携したり、継続的なカウンセリングによる支援を行うとともに、相談者・相談内容等を分析し、不登校等の未然防止に向けて方針等を策定する。
----	--------------------	---	---------------------------	----	---	-------	--

【(基本目標:1)地域で安心して生活できる基盤づくり — (施策:3)障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応(2)成人期】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
44	保健指導の実施	健康診査等において、指導が必要とされた人に対し、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施します。	健康課	継続	健康診査において指導が必要とされた人に対し、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施している。 【令和元年度実績】 ○保健相談 延べ3人 ○個別健康教育 延べ93人 また、特定健康診査の結果、一定の基準を満たした方には、特定保健指導を実施している。実施者数 124人(動機付け支援114人 積極的支援10人)	達成(○)		健康診査等において、指導が必要とされた人に対し、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施する。
45	健康チェックの実施	市民の主体的な健康づくりを促進するため、30歳以上の市民に対し、一定の負担のもと「健康チェック」を実施します。	健康課	継続	市民の主体的な健康づくりを促進するため、30歳以上の市民を対象に健康チェック(3時間人間ドック)を実施している。 【令和元年度実績】 349名	達成(○)		市民の主体的な健康づくりを促進するため、30歳以上の市民に対し、一定の負担のもと「健康チェック」を実施する。
46	健康教育・健康相談の充実	○「健康チェック」受診者に対する事後指導として、生活習慣病を予防するための「生活習慣みなおし教室」を開催します。 ○市民の健康づくりを支援するため、健康教育、各種相談を実施します。	健康課	継続	健康チェック受診者に対する事後指導として、生活習慣病を予防するための「生活習慣みなおし教室」(集団に対する講話と個別相談)を開催している。また医師による健康相談を毎月2回、管理栄養士による相談を毎月2回実施している。 【令和元年度実績】 ○生活習慣みなおし教室参加者数 56人※1 ○医師相談 63人 ○栄養相談 37人※2 ※1新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、2回中止。 ※2新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、2回中止。	達成(○)		○「健康チェック」受診者に対する事後指導として、生活習慣病を予防するための「健康チェック後の個別相談会」を開催する。 ○市民の健康づくりを支援するため、健康教育、各種相談を実施する。
47	訪問指導の実施	「健康診査」や「健康チェック」等において、訪問による指導が必要な人等に対し、在宅訪問指導を実施します。	健康課	継続	「特定健康診査」や「健康チェック」等において、訪問による指導が必要な人や寝たきりの人に対し、在宅訪問指導を実施している。 【令和元年度実績】 訪問実人数2人 訪問回数 2回	達成(○)		「健康診査」や「健康チェック」等において、訪問による指導が必要な人等に対し、在宅訪問指導を実施する。

【(基本目標:1)地域で安心して生活できる基盤づくり — (施策:4)医療関連施策の充実】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
48	自立支援医療の給付(再掲)	障がいのある人の身体の機能障がい除去又は軽減するために手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費の一部を給付します。	障がい福祉課	継続	前年度と比べ更生医療、精神通院については増加傾向にある。育成医療については支給決定人数自体は減っているが、継続治療が必要な件数については変動なし。 【令和元年度実績】 更生医療: 93人・51,352,587円 育成医療: 3人, 123,598円 精神通院: 1,308人(診療報酬については県負担)	達成(○)		障がいのある人の身体の機能障がい除去又は軽減するために手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費の一部を給付していく。
49	福祉医療費助成事業の実施	障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、「障害者医療費助成事業」及び「高齢障害者医療費助成事業」については、兵庫県の制度の動向を見極めながら実施していきます。	地域福祉課	継続	身体障害者手帳(1級から3級)、療育手帳(AまたはB1)、精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)の交付を受けているかたを対象に医療費の助成を行っている。対象者は令和2年2月末現在で計2,058人である。 対象となった方に対しては、障がい福祉課から福祉医療費助成制度の案内を行っている。また、手帳の更新に伴う医療費受給者証の更新手続きができていない方に対して個別に案内文書を送付する等、制度の周知に努めている。	達成(○)		引き続き制度の周知に努めながら安定的な制度運用を目指す。

50	障がい児機能訓練事業等の実施(再掲)	保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施します。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施します。	障がい福祉課	継続	【令和元年度実績】 身体機能訓練(理学療法)利用者数22人 実施回数304回 水浴訓練 利用者数33人 実施回数364回 療育訓練(作業療法) 利用者数49人 実施回数516回 療育訓練(言語療法) 利用者数24人 実施回数272回	達成(○)		保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施していく。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施していく。
51	障がい歯科診療の実施	保健福祉センター内の芦屋市歯科センターにおいて、毎週木曜日に障がいのある人に対して、歯科診療を実施します。	健康課	継続	芦屋市歯科センターにおいて毎週木曜日に障がい者歯科診療を実施し、受診者数は微増している。 【令和元年度実績】 延受診者数:196人 診療日数:48日	達成(○)		保健福祉センター内の芦屋市歯科センターにおいて、毎週木曜日に障がいのある人に対して、歯科診療を実施する。
52	医療型短期入所の実施	市立芦屋病院において、医療的ケアが必要な障がいのある人に対して医療型短期入所サービスを実施します。	障がい福祉課	新規	市立芦屋病院において医療型短期入所サービスを実施することについて検討した結果、対象者が重度障がいのある人であるため、高度な専門的知識を有する人材の確保及び設備等が必要であることから困難であると考えている。 ただし、兵庫県において、医療的ニーズを有する重症心身障害児等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう、県内の医療機関が実施する指定短期入所事業所において輪番制により空床を確保しているところであり、また、阪神南圏域内の指定短期入所事業所においても医療型短期入所サービスを受けることが可能になっていることから、現制度にて対応することとした。 【令和元年度実績】 医療型短期入所サービス利用者数:3人	達成(○)		兵庫県において、医療的ニーズを有する重症心身障害児等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう、県内の医療機関が実施する指定短期入所事業所において輪番制により空床を確保しているところであり、また、阪神南圏域内の指定短期入所事業所においても医療型短期入所サービスを受けることが可能になっていることから、現制度にて対応する。

【(基本目標:1)地域で安心して生活できる基盤づくり — (施策:5)障がいに応じた情報提供の充実】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
53	意思疎通支援事業の実施	聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者を設置」などを意思疎通支援事業として実施します。	障がい福祉課	継続	継続して実施している。他にも職員のスキルアップのために「心のつながる手話教室」を実施し、市内の各事業所等にも出張手話講座を提案している。 【令和元年度実績】 手話奉仕員の養成講座:8人 手話通訳者・要約筆記者の派遣:手話183人、要約54人 点字広報・声の広報の発行:延べ27人	達成(○)		聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者を設置」などを意思疎通支援事業として実施していく。
54	「障がい福祉のしおり」の発行	手帳取得者等へ本市において、利用できる福祉サービスや制度などの情報を提供・周知するため、障がい者施策全般を紹介した冊子「障がい福祉のしおり」を年1回発行し、手帳取得時などに説明・配布を行います。	障がい福祉課	継続	令和元年8月に障がい福祉のしおりを更新発行し、窓口に設置し各関係機関に配布した。市民のかたに対しては、手帳取得時や転入時、また福祉サービスに関する質問があった際に配布している。	達成(○)		手帳取得者等に対して、本市において利用できる福祉サービスや制度などの情報を提供・周知するため、障がい者施策全般を紹介した冊子「障がい福祉のしおり」を年1回発行し、手帳取得時などに説明・配布を行っていく。
55	情報・意思疎通支援用具の給付	補装具による意思伝達装置の交付や、日常生活用具給付等事業として、点字器や人工喉頭、障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフトなど、障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具の給付を行います。	障がい福祉課	継続	【令和元年度実績】 ・補装具 重度意思伝達装置:購入2件、修理1件 ・日常生活用具 情報・意思疎通支援用具:11件	達成(○)		補装具による意思伝達装置の交付や、日常生活用具給付等事業として、点字器や人工喉頭、障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフトなど、障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具の給付を行っていく。
56	多様な機関・団体等への情報提供	障がいのある人が様々な機会や場を通じて、制度や福祉サービス等に関する情報を入手できるよう、サービス提供事業所や医療・教育などの関係機関、障がい者団体等へ自立支援協議会などを通じ、情報提供を行います。	障がい福祉課	継続	令和元年7月より、障がい福祉に関する情報を集約し、わかりやすく発信するためのポータルサイト「あしやねっと♪」を開設し、市内で開催されているイベント・講座等の案内、事業所・障がい団体等の紹介を実施している。 市内事業所及び当事者家族の経験談を紹介する「芦屋の障がい福祉まるっと説明会」を開催し、多くの方にご来場いただいた。 また、自立支援協議会を通して、様々な分野の方に制度やサービス等の情報を提供している。	達成(○)		障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、市内で開催されているイベント・講座等の案内、事業所・障がい団体等の紹介を実施していく。 市内事業所を紹介する「第2回 芦屋の障がい福祉まるっと説明会」(R3年度予定)の開催に向け、障がい者基幹相談支援センターと連携しながら協議していく。

【(基本目標:2)共に学び共に地域で活動できる体制づくり — (施策:1)広報啓発活動の充実】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
57	広報誌・ホームページ等による啓発	地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進する為、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。	障がい福祉課 広報国際交流課	継続	令和元年7月より、障がい福祉に関する情報を集約し、わかりやすく発信するためのポータルサイト「あしやねっと♪」を開設し、当事者団体の紹介、団体が実施しているイベント・講座等の案内を実施している。	達成(○)		地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進する為、「広報あしや」や市のホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」等の広報媒体を活用した啓発を推進していく。
58	マスメディアの活用	マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する情報について、市民への周知・啓発に努めます。また、市政記者への情報提供を通じて市民への周知・啓発にも努めていきます。	障がい福祉課 広報国際交流課	継続	イベント等の周知については、従来の広報での告知以外に、「あしやねっと♪」、芦屋市の「facebook」やまちの掲示板「ためまっぷ」等に投稿し周知に努めた。また、イベント当日は市政記者やケーブルテレビに開催案内を行った。	達成(○)		引き続き、広報やホームページ以外にも「あしやねっと♪」や「Facebook」等を利用してイベント等の周知に努める。

【(基本目標:2)共に学び共に地域で活動できる体制づくり — (施策:2)一貫した教育支援体制の構築(1)乳幼児期における療育・保育等】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
59	療育支援の実施	発達に課題のある子どもに適切な療育及び訓練等を提供するため、市立すくすく学級において児童発達支援事業の提供を行います。	子育て推進課	継続	【令和元年度実績】 利用人数 24名 延べ利用日数 3,329日 給付額 11,290,843円	達成(○)		発達に課題のある子どもに適切な療育及び訓練等を提供するため、市立すくすく学級において児童発達支援事業の提供を行う。
60	障がい児保育事業の実施	保育を必要とする個別的配慮の必要な乳幼児に対して提供する保育サービスについて、保護者との意思疎通を図りながら実施していきます。	子育て推進課	継続	保育所等に在籍する47名の配慮を必要とする子どもたちに「個別支援計画」の作成を行った。また、定期的に講師を迎えて研修会を開催するとともに、保護者とは引き続き子どもの様子や支援の方法について話し合い、共通理解をすることに重点を置いた。	達成(○)		保育所等に在籍する43名の配慮を必要とする子どもたちに「個別支援計画」の作成を行う。また、定期的に講師を迎えて研修会を開催するとともに、保護者とは引き続き子どもの様子や支援の方法について話し合い、共通理解をすることに重点を置く。
61	幼稚園における特別な支援を要する幼児の指導	特別な支援を必要とする幼児への個に応じた適切な指導が行えるよう、加配教員及び支援員の配置を行うとともに、すべての幼稚園で特別な支援を要する幼児への対応が可能となるよう、園内委員会の設置及び特別支援教育に係る研修会の充実を図ります。	学校教育課	継続	特別な支援を必要とする幼児に対して、「幼稚園特別支援教育加配教員等配置検討委員会」を実施し、入園後に適切な支援が行えるようにした。また、各幼稚園にて園内委員会を行うとともに、特別支援教育に係る研修会や実践発表会を開催し、研修を深めた。	達成(○)		特別な支援を必要とする幼児への個に応じた適切な指導が行えるよう、引き続き加配教員及び支援員の配置を行うとともに、園内委員会の設置及び特別支援教育に係る研修会の充実を図る。
62	市立すくすく学級における日中一時支援事業の実施	日中、障がいのある乳幼児に活動の場を提供し、家族の一時的な休憩時間を確保するため、日中一時支援事業を実施します。	子育て推進課	継続	【令和元年度実績】 利用人数 9名 給付額 73,278円	達成(○)		日中、障がいのある乳幼児に活動の場を提供し、家族の一時的な休憩時間を確保するため、日中一時支援事業を実施する。

【(基本目標:2)共に学び共に地域で活動できる体制づくり — (施策:2)一貫した教育支援体制の構築(2)特別支援教育の推進】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
63	適正就学指導委員会の実施	障がいのある幼児児童生徒の適正な就学指導を行うとともに、就学後の具体的な支援方策なども検討し、個に応じた多様な教育的ニーズに対応していきます。	学校教育課	継続	今年度も、「要支援児童等教育支援委員会」の本委員会を2回、専門部会を6回開催し、小学校入学予定児童18名、中学校入学予定児童15名の就学先について検討を行った。また、40名の児童生徒について、現在の状況に適應しているかの追跡調査を行った。	達成(○)		障がいのある幼児児童生徒の適正な就学指導を行うとともに、就学後の具体的な教育支援についても検討し、個に応じた多様な教育的ニーズに対応していく。
64	就学サポート連携推進事業の実施	「就学のための教育連携連絡会」を定期的開催し、教育上、配慮を要する幼児の円滑な就学等への対応を図るとともに、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して情報交換する連携システムを確立します。	学校教育課	充実	今年度も「保幼小合同連絡会」を開催し、幼稚園・保育所・小学校の教員及び保育士がともに研修を受けたり、情報交換を行った。配慮を要する幼児についても就学前後の引継ぎを行い、円滑な就学に向けた連絡会を持った。	達成(○)		引き続き「保幼小合同連絡会」を定期的開催し、教育上、配慮を要する幼児の円滑な就学等への対応を図るとともに、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して情報交換を行っていく。

65	特別支援教育センターの充実	芦屋市における特別支援教育の充実と保護者や学校園と連携を図るため、専門指導員による巡回指導、教育相談を実施し、保護者や学校園への支援機能の充実を図ります。	学校教育課	継続	引き続き専門指導員による観察や相談、カンファレンスを行い、保護者や学校園の教職員とともに支援の方向性について共通確認を行った。	達成(○)		芦屋市における特別支援教育の充実と保護者や学校園と連携を図るため、専門指導員による巡回指導、教育相談を実施し、保護者や学校園への支援機能の充実を図る。
66	校内支援体制の整備	特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行うとともに、特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実を図ります。	学校教育課	継続	特別支援教育コーディネーター会を5回、特別支援教育担当者会を年3回行い、教職員の力量を高めるための研修を計画的に行うことで校内支援体制の充実を図った。	達成(○)		特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行うとともに、特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実を図る。
67	障がいの状態に応じた学習指導	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた支援を行い、主体的に生活を営む力を育むことができるよう、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、これらに基づいた支援や指導等の充実を図ります。	学校教育課	継続	芦屋市立の幼・小・中で統一した書式の個別の指導計画の様式を活用している。各校においては特別支援学級在籍児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒全員について個別のカリキュラムや個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成し、指導を充実させている。	達成(○)		障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた支援を行い、主体的に生活を営む力を育むことができるよう、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、これらに基づいた支援や指導等の充実を図る。
68	指導補助員の配置	生活面、指導面で支援が必要な幼児児童生徒に、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた効果的な指導、支援を行うために、介助員、支援員、ボランティア等の指導補助員を配置します。	学校教育課	継続	幼稚園支援員10名、看護員1名、小中学校介助員15名、小中学校支援員12名、ボランティア6名を各校園の状況に応じて配置を行った。	達成(○)		生活面、指導面で支援が必要な幼児児童生徒に、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた効果的な指導、支援を行うために、介助員、支援員、ボランティア等の指導補助員を配置する。
69	専門指導員派遣委託事業の実施	障がいのある幼児児童生徒の保護者への相談・支援、教職員に対する障がいに応じた適切な指導方法等の助言のため専門指導員を派遣し、支援の必要な幼児児童生徒の指導、支援の充実を図ります。	学校教育課	継続	三田谷治療教育院に事業を委託し、各学校園での行動観察や保護者、教職員に対しての適切な指導方法の助言を行った。また、小学校の環境に慣れるか心配な園児と保護者対象に「就学前準備講座」小学校の子育てに困っている保護者対象に「ペアレントトレーニング」、コミュニケーションに困り感をもつ中学生対象に「ソーシャルスキルトレーニング講座」を実施した。	達成(○)		障がいのある幼児児童生徒の保護者への相談・支援、教職員に対する障がいに応じた適切な指導方法等の助言のため専門指導員を派遣し、支援の必要な幼児児童生徒の指導、支援の充実を図る。
70	進路指導の充実	義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所、ハローワーク、企業、関係機関との連携を密にし、支援の充実を図ります。	学校教育課	継続	支援が必要な生徒の情報については、保護者同意のもと中学校・高校連携シートやその他資料とともに進路先の高校に送付し、個別に引き継ぎを行った。また、各学校園に対して自立支援協議会主催の「芦屋の障がい福祉まるっと説明会」の周知を行った。	達成(○)		義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所、ハローワーク、企業、関係機関との連携を密にし、支援の充実を図る。
71	教育施設の点検・整備	学校園施設を誰もが安心・安全に利用できるよう、バリアフリー及び耐震化を進めます。	教育委員会 管理課	継続	バリアフリーについて、小中学校では完了。幼稚園では大規模改修等にあわせて、エレベーター(小槌・西山 未整備)の設置を進めている。構造体及び大規模空間における非構造部材の耐震化については、すべての学校園施設において完了済。	達成(○)		【管理課】 バリアフリーについて、小中学校では完了。幼稚園では大規模改修等にあわせて、エレベーター(小槌・西山 未整備)の設置を進めている。多目的トイレは整備済。 なお、構造体及び大規模空間における非構造部材の耐震化については、すべての学校園施設において完了している。
72	サポートファイルの普及啓発	保護者と共に支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用に向けた取り組みの検討を行います。	障がい福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	充実	【障がい福祉課】 市役所の関係窓口、療育機関、幼稚園、保育所等必要な方にいきわたるような窓口に配布している。手帳交付時に案内するとともに、ホームページにも掲載し普及啓発に努めた。 【令和元年度実績】 延べ配布数 309冊 【子育て推進課】 窓口においてサポートファイルを配布し、普及啓発に努めた。 【健康課】 窓口でいつでも対応できるようにしている。 【学校教育課】 他の自治体から芦屋市に転入してくる配慮を要する児童生徒について、教育相談時にサポートファイルを紹介し、配布した。また、7月の保健福祉フェアの際にサポートファイルの紹介を行い、普及啓発に努めた。	達成(○)		【障がい福祉課】 市役所の関係窓口、療育機関、幼稚園、保育所等必要な方にいきわたるような窓口に引き続き配布する。またこれまであまり周知のできていなかった私立保育園に対してもサポートファイルの普及啓発を行っていく予定。また、ホームページに書式を掲載するなど活用しやすい工夫を図る。 【子育て推進課】【健康課】【学校教育課】 保護者と共に支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用に向けた取り組みの検討を行う。

【(基本目標:2)共に学び共に地域で活動できる体制づくり — (施策:3)福祉教育の推進(1)学校教育】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
73	道徳教育の推進	道徳副読本・啓発冊子の活用や、体験活動など教育活動全体を通じて、「命の大切さ」をはじめ、「思いやりの心」「困難や逆境に負けない強い心」などの大切さを実感させるとともに、道徳実践力を育てていきます。	学校教育課	充実	授業研究や公開授業の実践の中で、児童生徒が主体的に命の大切さ、他者の権利、友情信頼等について考えを深めていけるように授業の充実改善を進め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成に努めた。	達成(○)		考え議論する道徳の授業研究や副読本の活用を通じて、「命の大切さ」をはじめ、「思いやりの心」「困難や逆境に負けない強い心」などの大切さを主体的に学べるようにするとともに、道徳実践意欲と態度、道徳的心情、道徳的判断力を育成していく。
74	啓発冊子の活用	学齢期の児童を中心に啓発冊子を活用した学習機会を設け、障がいへの理解促進を図ります。	学校教育課	継続	引き続き点字体験やアイマスク体験の際に副読本として活用し、理解促進を図った。	達成(○)		学齢期の児童を中心に啓発冊子を活用した学習機会を設け、障がいへの理解促進を図る。
75	特別活動の推進	トライやるウィークや学校園行事をはじめとした特別活動を通じて、障がいのある児童生徒との交流を積極的に行い、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いの心を育てていきます。	学校教育課	継続	トライやる・ウィークでは三田谷学園やみどり地域生活支援センター、放課後等デイサービス等の事業所で活動した生徒が、その様子を報告会や文集で全体交流を行うことで障がいのある人に対する理解を深めている。	達成(○)		トライやるウィークや学校園行事をはじめとした特別活動を通じて、障がいのある児童生徒との交流を積極的に行い、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いの心を育てていく。
76	総合的な学習の時間の活用	体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を通して、障がいや人権についての正しい認識と理解の促進を図ります。	学校教育課	継続	今年度もアイマスク体験や点字学習、手話についての体験的な学習等を各校の実態に合わせてカリキュラムの中に位置づけ、実施した。 幼稚園においても、視覚障がいのある人を招き、ゲームなどを通じてふれあうことで、障がいの理解につながった。	達成(○)		体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を通して、障がいや人権についての正しい認識と理解の促進を図る。
77	教職員を対象とした研修	教職員が障がいについて、正しい理解と支援が行えるよう、障がい理解や特別支援教育に関する研修を行い、教職員の指導力を高めていきます。	打出教育文化センター	継続	子どもの愛着障がいを研究されている和歌山大学教授米澤先生から、「愛着」を視点にした子ども理解とクラスづくり、学習支援、生徒指導、保護者理解の在り方について学び、50名の参加があった。	達成(○)		コロナウイルス感染症拡大防止のため、5/31まで学校園が休校したことに伴い、その期間すべての研修を中止。当初予定していた夏季休業中の研修についても中止が決定している。今後も、学校現場、感染症の状況等鑑みながら、実施について検討していく。

【(基本目標:2)共に学び共に地域で活動できる体制づくり — (施策:3)福祉教育の推進(2)社会教育】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
78	各種講座・教室の開催	社会教育施設と連携し、地域に暮らす市民が障がいや人権について、理解を深めることができるよう出前講座や各種講座・教室の開催等学習機会の拡充に努めます。	生涯学習課	継続	市民が障がいや人権問題などについて理解を深めることができるよう、「手話入門」等を出前講座のメニューに組み込むほか、芦屋市人権教育推進協議会と連携した講演会の実施や市民版出前講座である「あしや学びあいセミナー」での「インクルーシブ教育」のメニューを芦屋市人権教育推進協議会として登録するなど、学習機会の拡充に取り組むことができた。	達成(○)		地域に暮らす市民が障がいや人権について、理解を深めることができるよう出前講座や市民版出前講座である「あしや学びあいセミナー」で各種講座・教室の開催等学習機会の拡充に努める。
79	福祉教育活動への支援	車いす、アイマスクなど福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努めるとともに、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。	社会福祉協議会	継続	・市内小中学校、地区福祉委員会へのボランティア講師派遣による訪問学習活動や、障がいのある方を講師に迎えるコーディネートを行った。 ・福祉学習教材の貸し出し(市内小中学校、地域イベントなど)を行った。 ・市内中学校に通う中学生が対象の「サマーチャレンジ中学生福祉ボランティア学習」の中に障がい者スポーツを取り入れ、障がいのある人に対する理解促進を図った。 ・地区福祉委員会において発達障がいについての研修を障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センターと協働で行った。	達成(○)		・市内小中学校、地区福祉委員会へのボランティア講師派遣による訪問学習活動や、障がいのある方を講師に迎えるコーディネートを行う。 ・福祉学習教材の貸し出し(市内小中学校、地域イベントなど)を行う。 ・市内中学校に通う中学生が対象の「サマーチャレンジ中学生福祉ボランティア学習」の中に障がい者スポーツを取り入れ、障がいのある方に対する理解促進を図る。 ・地区福祉委員会において発達障がいについての研修を障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センターと協働で行う。

【(基本目標:2)共に学び共に地域で活動できる体制づくり — (施策:4)交流活動の充実】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の実行内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
80	ふれあい市民運動会の開催	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	障がい福祉課	充実	多くの市民が参加できるよう、facebook等を通じて周知に努めた。 放課後等デイサービスの事業所にも開催案内を送付し、多くの児童の参加に繋がった。 芦屋大学ダンスチームをゲストに迎え、レクリエーションを実施した。 【令和元年度実績】 参加人数 362人	達成(○)		新型コロナウイルス感染症対策のため、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」に則り実施可否も含め実行委員会で協議していく。 実施する場合については、周知方法についても適宜見直していく。
81	地域との交流	○社会福祉協議会や関係各課とも連携を図りながら、障がいのある人との交流活動を促進します。 ○地域交流拠点として、打出商店街の中に「まごのて」を設置し、相談やイベントなど地域との交流を深めます。 ○芦屋特別支援学校との交流等、地域社会における交流の機会の更なる促進を行います。	社会福祉協議会 学校教育課	継続	【社会福祉協議会】 障がい者スポーツの定期開催や、福祉フェアでも障がい者スポーツを体験できる場を作ることでスポーツを通じて障がいのある人と交流できるように取り組んだ。 ふれあい市民運動会に福祉推進委員や民生委員から運営・参加の協力を得ることで、市民との交流ができるよう取り組んだ。 打出商店街の「まごのて」では、障がい者施設によるワゴン販売を実施するなど、地域との交流が図れるよう努めた。また、「まごのて」の茶話会などのイベントにも障がいのある人が参加できている。今後も、障がいのある人が気軽に立ち寄れる居場所として運営していく。 ボランティア活動センターで実施するサマーチャレンジ 中学生福祉ボランティア学習では、特別支援学校にも案内し周知を図った。 地区福祉委員会では、障がいのある人を講師に迎え、勉強会を行った。 【学校教育課】 引き続き芦屋特別支援学校との居住地校交流を行い、障がいがある児童生徒の地域で同年代の子どもと交流する機会を作っている。また、近隣の中学校の文化発表会に芦屋特別支援学校の生徒を招待し、交流を図っている。	達成(○)		【社会福祉協議会】 障がい者スポーツの定期開催や、福祉フェアでも障がい者スポーツを体験できる場を作ることでスポーツを通じて障がいのある人と交流できるように取り組む。 ふれあい市民運動会に福祉推進委員や民生委員から運営・参加の協力を得ることで、市民との交流ができるよう取り組む。 打出商店街の「まごのて」では、障がい者施設によるワゴン販売を実施するなど、地域との交流が図れるよう努めた。また、「まごのて」の茶話会などのイベントにも障がいのある人が参加できている。今後も、障がいのある人が気軽に立ち寄れる居場所として運営していく。 ボランティア活動センターで実施するサマーチャレンジ 中学生福祉ボランティア学習では、特別支援学校にも案内する。 地区福祉委員会で、障がいのある人を講師に迎え、勉強会を行う。 【学校教育課】 ○社会福祉協議会や関係各課とも連携を図りながら、障がいのある方との交流活動を促進する。 ○芦屋特別支援学校との交流等、地域社会における交流の機会の更なる促進を行う。
82	みどり地域生活支援センターの運営(再掲)	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、障がい者の福祉の増進を図るためセンターを設置し、生活介護や短期入所の障がい福祉サービスの実施、喫茶や盆踊り等地域に開かれた障がい者支援施設として運営を行います。	障がい福祉課	継続	「特定非営利活動法人 芦屋市障がい児・者福祉会」に運営事業を委託し生活介護事業及び短期入所事業を実施している。また、喫茶や盆踊り等地域と密着した活動を展開している。	達成(○)		「特定非営利活動法人 芦屋市障がい児・者福祉会」に運営事業を委託し生活介護事業及び短期入所事業を実施していく。また、喫茶等地域と密着した活動についても感染症予防対策を講じながら実施していく。
83	当事者の組織化及び当事者組織の運営支援	保健福祉センターを活用した活動の場の提供を行いながら、当事者の組織化促進や運営支援を行います。	障がい福祉課 社会福祉協議会	継続	【障がい福祉課】 令和元年7月より、障がい福祉に関する情報を集約し、わかりやすく発信するためのポータルサイト「あしやねっと♪」を開設し、当事者団体の紹介、団体が実施しているイベント・講座等の案内を実施している。 【社会福祉協議会】 ・歳末たすけあい運動で助成を行った。 ・基幹相談では、当事者会、家族会と放課後等デイサービスのネットワークのつながりづくりを実施した。	達成(○)		【障がい福祉課】 引き続き「あしやねっと♪」において、当事者団体の紹介、団体が実施しているイベント・講座等の案内を実施していく。 【社会福祉協議会】 ・引き続き歳末たすけあい運動で助成を行う予定。

【(基本目標:2)共に学び共に地域で活動できる体制づくり — (施策:5)地域福祉活動の促進】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の実行内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
84	市と市民による協働の取り組み	市と市民の協働で設置した「地域福祉アクションプログラム推進協議会」において、市民が市民のために作る情報紙プロジェクト、わがまちにベンチを設置するプロジェクト、一人ひとりが「できること」で参加するひとり役運動プロジェクトを推進します。	地域福祉課	継続	○人と人がふれあいつながるきっかけづくりを目的としている「ベンチプロジェクト」では、ベンチを設置してもらえよう声掛けを行い、新たに2カ所設置した。また、PRチラシを作成・配布した。 ○情報発信を目的としているプロジェクトチーム「あしや発信局 玉手箱」にて、主にシニアを対象とした「災害時に役立つスマホ講座」を実施し高校生や大学生の協力のもと世代間交流を図りながら、災害時に備えておきたいスマホの操作について学ぶ機会をつくった。	達成(○)		○地域福祉アクションプログラム推進協議会では、既存のプロジェクトの充実を図るとともに、新しいアイデア実現に向けて取り組む。 ○ベンチプロジェクトでは、新たな設置を目指してPRに努める。 ○多様な主体と協働する楽しさ、やりがいなどについて広くPRする。

85	ボランティア活動支援	<p>○地域福祉活動の促進を図るため、ボランティア活動等への助成などの支援を行います。</p> <p>○ボランティア活動センターの運営により、地域福祉活動への住民の参加促進やボランティア活動団体との連携を強化します。</p> <p>○地域福祉活動への支援体制を強化するため、「あしや市民活動センター」と「ボランティア活動センター」との連携を強化し、情報提供や団体間とのネットワーク化、ボランティア等の組織化などの支援の充実を図ります。</p>	地域福祉課 社会福祉協議会 市民参画課	継続	<p>【地域福祉課】</p> <p>○ボランティア活動の活動費等を助成した。(活動費947,500円、行動費663,380円、保険費202,000円)</p> <p>○地域福祉活動への住民の参加促進やボランティア活動団体との連携強化のため、社会福祉協議会に対しボランティア活動センター運営事業補助金を助成した。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>○ボランティア活動センター登録グループに対する助成を行いグループ活動を支援した。</p> <p>○兵庫県が実施する「県民ボランティア活動助成」の案内と申請手続きを行った。</p> <p>○ボランティア活動センターの窓口に、ボランティア情報の配架コーナーを設置した。</p> <p>○社協だよりにボランティア活動センターコーナーを設け、ボランティア情報を発信した。</p> <p>【市民参画課】</p> <p>○あしや市民活動センターにおいては、市民がボランティア活動の紹介をホームページ、会館内の掲示や配架により広く行い、ボランティアしたい人とボランティアを受け入れたい障がい者施設や当事者団体を繋げている。</p> <p>○あしや市民活動センターとボランティア活動センターは、同じ支援者に対する情報交換を行い、連携して支援に取り組んでいる。</p>	達成(○)	<p>【地域福祉課】</p> <p>○引き続き、地域福祉活動の促進を図るため、ボランティア活動等への助成などの支援を行う(活動費、行動費、保険費)。</p> <p>○地域福祉活動への住民の参加促進やボランティア活動団体との連携強化のため、社会福祉協議会に対しボランティア活動センター運営事業補助金を助成する。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>○ボランティア活動センター登録グループに対する助成を行いグループ活動を支援する。</p> <p>○兵庫県が実施する「県民ボランティア活動助成」の案内と申請手続きを実施する。</p> <p>○ボランティア活動センターの窓口に、ボランティア情報の配架コーナーを設置する。</p> <p>○社協だよりにボランティア活動センターコーナーを設け、ボランティア情報を発信する。</p> <p>【市民参画課】</p> <p>○あしや市民活動センターにおいて、市民がボランティア活動の紹介をホームページ、会館内の掲示や配架により広く行い、ボランティアしたい人とボランティアを受け入れたい障がい者施設や当事者団体を繋げていく。</p> <p>○あしや市民活動センターとボランティア活動センターは、同じ支援者に対する情報交換を行い、連携して支援に取り組んでいる。</p>
86	ボランティア活動センターの運営	<p>○社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターの機能強化を図り、福祉ニーズとボランティア活動を結びつけ、地域支援の仕組みを充実させていきます。</p> <p>○ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談、対応、コーディネートを行います。</p>	社会福祉協議会	継続	<p>【令和元年度実績】</p> <p>・ボランティア活動センター連絡会議の開催 1回</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、1回中止。</p> <p>・ボランティア活動に関する相談対応、コーディネート 116件</p>	達成(○)	<p>・引き続きボランティア活動センター連絡会議を開催する。</p> <p>・ボランティア活動に関する相談対応、コーディネートを行う。</p>
87	ボランティアの育成	<p>関係機関と連携し、手話・要約筆記をはじめ、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成します。</p>	障がい福祉課 社会福祉協議会	継続	<p>【障がい福祉課】</p> <p>手話奉仕員養成研修を実施し手話奉仕員の育成に努めるとともに読み書き支援員養成研修を実施し障がい理解につなげた。</p> <p>【令和元年度実績】</p> <p>手話奉仕員養成研修の基礎編修了者:8名</p> <p>読み書き支援員養成研修修了者:14名</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>【令和元年度実績】</p> <p>手話奉仕員養成講座基礎編開催(全22回)</p>	達成(○)	<p>【障がい福祉課】</p> <p>手話奉仕員の養成等引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、自立支援協議会の専門部会において、ボランティアの養成について協議していく。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>・手話奉仕員養成講座入門編開催</p> <p>・ボランティア養成講座の開催</p>
88	障がい者団体への助成	<p>障がいのある人やその保護者の地域における仲間づくり、社会参加や地域生活への支援に重要な役割を果たしている芦屋市内の障がい者団体4団体に対し、団体の安定的な運営や活動の充実を図るため、団体補助金の助成を行います。</p>	障がい福祉課	継続	<p>芦屋市身体障害者福祉協会、芦屋市身体障害児者父母の会、芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋家族会の安定的な運営や活動の充実を図るため、活動費の一部を助成している。</p>	達成(○)	<p>障がいのある人やその保護者の地域における仲間づくり、社会参加や地域生活への支援に重要な役割を果たしている芦屋市内の障がい者団体4団体に対し、団体の安定的な運営や活動の充実を図るため、団体補助金の助成を行っていく。</p>
89	障がい者団体活動への支援	<p>○広報等を通じた各当事者団体の紹介や団体主催のイベントにおける協力など、組織活動の周知及び支援を行います。</p> <p>○保健福祉センター内に、ボランティア等当事者組織が活動できる場の確保を行い、運営を支援していくとともに、当事者団体との連携を図ります。</p> <p>○ボランティア団体、NPOなど他団体とのネットワーク化の支援及び市民活動全般における情報提供等障がい者団体活動を支援します。</p>	障がい福祉課 市民参画課 社会福祉協議会	継続	<p>【障がい福祉課】</p> <p>令和元年7月より、障がい福祉に関する情報を集約し、わかりやすく発信するためのポータルサイト「あしやねっと♪」を開設し、当事者団体の紹介、団体が実施しているイベント・講座等の案内を実施している。</p> <p>また、市内事業所及び当事者家族の経験談を紹介する「芦屋の障がい福祉まるっと説明会」を開催し、多くの参加者があった。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>基幹相談支援センターとして、当事者・家族会団体の会員増加に向けて、(児童)放課後等デイサービス事業所とのつなぎを行い、イベント等での周知啓発支援を実施した。</p> <p>【市民参画課】</p> <p>○あしや市民活動センターでは、年4回発行の季刊紙や、ホームページ、Facebookから当事者団体の活動紹介等を行い後方支援をしている。</p> <p>○あしや市民活動センターのネットワーク「あしや子ども笑顔ネット」は障がい者団体、NPO、土業、企業で構成され、活動団体の課題を解決に取り組んでいる。</p> <p>○法人が運営している「ためまっぶ芦屋」に、あしや市民活動センターの情報を掲載し、広報している。掲載している内容は、登録団体に限らず、登録団体以外の団体も含まれ、各団体の承認の下、掲載・広報している。</p>	達成(○)	<p>【障がい福祉課】</p> <p>引き続き「あしやねっと♪」において、当事者団体の紹介、団体が実施しているイベント・講座等の案内を実施していく。</p> <p>市内事業所・当事者家族の経験談を紹介する「第2回 芦屋の障がい福祉まるっと説明会」の開催に向け、障がい者基幹相談支援センターと連携しながら協議していく。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>これまで障がい福祉事業所で行っていた事業所説明会(まるっと説明会)に当事者・家族会にも参画いただく。</p> <p>自立支援協議会専門部会では、「ボランティア養成」を目的として、事業を行う予定。</p> <p>【市民参画課】</p> <p>○あしや市民活動センターで、年4回発行の季刊紙や、ホームページ、Facebookから当事者団体の活動紹介等を行い後方支援をする。</p> <p>○あしや市民活動センターのネットワーク「あしや子ども笑顔ネット(障がい者団体、NPO、土業、企業で構成される)」において、活動団体の課題を解決するため取り組んでいく。</p> <p>○法人が運営している「ためまっぶ芦屋」に、あしや市民活動センターの情報を掲載し、広報する。掲載する内容は、登録団体に限らず、登録団体以外団体も含み、各団体の承認の下、掲載・広報する。</p>

90	活動拠点確保への支援	あしや市民活動センター等を活用し、市内で活動する様々な団体の活動拠点を確保します。	市民参画課 社会福祉協議会	継続	【社会福祉協議会】 打出商店街の「まごのて」では、障がい者施設によるワゴン販売を実施するなど、地域との交流が図れるよう努めた。また、「まごのて」の茶話会などのイベントにも障がいのある人が参加できている。今後も、障がいのある人が気軽に立ち寄れる居場所として運営していく。 【市民参画課】 ○あしや市民活動センター登録団体をはじめ、任意団体・NPO法人・個人の団体運営や、ボランティア等の相談、団体間・ボランティア・高齢者や障がい者施設とのマッチング、団体の活動の場の提供(カフェ、夏の子ども居場所、フェスタ等)を年間を通じて、高齢者、障がい者をはじめ多世代の交流の場を運営している。	達成(○)		【社会福祉協議会】 ・「まごのて」を、障がいのある人が気軽に立ち寄れる居場所として運営していく。 【市民参画課】 あしや市民活動センター登録団体をはじめ、任意団体・NPO法人・個人の団体運営や、ボランティア等の相談、団体間・ボランティア・高齢者や障がい者施設とのマッチング、団体の活動の場の提供(カフェ、夏の子ども居場所、フェスタ等)を年間を通じて、高齢者、障がい者をはじめ多世代の交流の場を運営する。
----	------------	---	------------------	----	---	-------	--	--

【(基本目標:3)適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり — (施策:1)就労支援の充実(1)障がいのある人の雇用機会の拡大】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
91	企業啓発活動の推進	阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議や雇用対策労・使・行政三者会議、市内の障がい者就労に関する就労支援者会議を通じての意見交換やハローワーク西宮と連携し、本市の制度である障害者雇用奨励金の利用促進に努め、障がい者の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図るとともに、広報紙等により広く障がい者雇用についての周知・啓発を行います。	障がい福祉課 地域経済振興課	充実	【障がい福祉課】 阪神南圏域障害者雇用・就業ネットワーク会議に参加し、芦屋市における障がい者等の状況等の説明、関係機関との連携協議を行った。 自立支援協議会、専門部会、実務者会、プロジェクトチーム等様々な会議の場において、就労に限らず市内事業所と連携を図った。 【地域経済振興課】 労働相談にて障害年金受給相談。 関係機関作成の障害者雇用に関する広報物の配架。	達成(○)		【障がい福祉課】 阪神南圏域障害者雇用・就業ネットワーク会議に参加し、芦屋市における障がい者等の状況等の説明、関係機関との連携協議を行った。 自立支援協議会、専門部会、実務者会、プロジェクトチーム等様々な会議の場において市内事業所と連携を図っていく。 【地域経済振興課】 労働相談にて障害年金受給相談を行う。 関係機関作成の障害者雇用に関する広報物を配架し、周知啓発に努める。
92	重度障害者多数雇用事業所への支援	障がいのある人の雇用の場を確保するため、重度障害者多数雇用事業所を運営する阪神友愛食品株式会社(コープこうべ及び兵庫県、阪神7市1町の共同出資会社)への運営支援を行います。	障がい福祉課	継続	阪神友愛食品株式会社への出資者として、定時株主総会に参加した。	達成(○)		障がいのある人の雇用の場を確保するため、重度障害者多数雇用事業所を運営する阪神友愛食品株式会社(コープこうべ及び兵庫県、阪神7市1町の共同出資会社)への運営支援を行っていく。
93	障害者雇用奨励金支給制度の実施	障がいのある人の雇用機会の増大を図るため、継続して障がい者を雇用する事業主に対して、一定期間その資金の一部を助成します。	地域経済振興課	継続	障害者雇用奨励金を6件360,000円支給した。	達成(○)		引き続き障害者雇用奨励金の交付を実施する。
94	福祉的就労の場の確保	○一般就労の困難な障がいのある人が、福祉的就労の場(日中活動の場)を確保できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。 ○地域活動支援センター等については、障がいのある人の地域生活を支援する上で重要かつ多様な役割を担っていることから、国・県の動向を踏まえながら、運営費の補助を行います。	障がい福祉課	継続	令和元年度においても、市内に就労系の事業所が新規開設されており、福祉的就労の場は拡充しており、様々な機会を捉えて市内事業所と連携を図っている。 地域活動支援センターに対しては、実績に応じて運営費の補助を実施している。なお、地域活動支援センターについても令和元年度に1か所新設されている。	達成(○)		一般就労の困難な障がいのある人が、福祉的就労の場(日中活動の場)を確保できるよう、引き続きサービス提供事業所との連携を図っていく。 地域活動支援センター等については、障がいのある人の地域生活を支援する上で重要かつ多様な役割を担っていることから、運営費の補助を行っていく。
95	保健福祉センターにおける雇用の場の確保	保健福祉センターにおいて、就労支援カフェ(就労継続支援B型)「カシューカシュー」の運営支援、館内の清掃作業等において、障がい者の雇用の場を提供します。	福祉センター (障がい福祉課)	継続	館内清掃については、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、清掃業者が事業所の利用者に対し清掃指導を行うことで、清掃技術習得の場となるよう引き続き木口福祉財団と協議の上、実施する。 就労支援カフェ(就労継続支援B型)「カシューカシュー」については、必要に応じて協議等を行い、運営支援した。	達成(○)		館内清掃については、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、清掃業者が事業所の利用者に対し清掃指導を行うことで、清掃技術習得の場となるよう引き続き木口福祉財団と協議の上、実施する。 就労支援カフェ(就労継続支援B型)「カシューカシュー」については、コロナ感染症により一時休止していたが、感染予防対策や運用など双方で協議し再開している。今後も、必要に応じて協議し運用支援する。
96	インターンシップの実施	芦屋特別支援学校の実習生を受け入れ、就労に繋がるよう職場体験の場を提供します。	障がい福祉課	継続	1月に芦屋特別支援学校の実習生を1名受け入れ、1週間の就労体験の場を提供した。	達成(○)		芦屋特別支援学校の実習生を受け入れ、就労に繋がるよう職場体験の場を提供していく。
97	就労支援員の配置	保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図ります。	障がい福祉課	継続	相談支援機能強化事業として、保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を1名配置した(社会福祉法人 三田谷治療教育院に業務委託により実施)。関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図った。	達成(○)		相談支援機能強化事業として、保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を1名配置している(社会福祉法人 三田谷治療教育院に業務委託により実施)。引き続き関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図っていく。
98	授産品販売コーナーの設置	○市内事業所等の授産品について、市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を行います。 ○障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内事業所の仕事内容を庁内へ周知を図り、優先発注等の増加を促進します。	障がい福祉課	継続	市役所及び保健福祉センター等において定期的に授産品の販売コーナーを設置した。 契約検査課と連携し、庁内において市内事業所の業務内容の周知を図り、優先発注等の増加を促進した。 令和3年度に市役所本庁舎北館に開設されるカフェコーナーに授産品を販売できるよう協議を進めた。	達成(○)		市役所及び保健福祉センター等において定期的に授産品の販売コーナーを設置している。 契約検査課と連携し、庁内において市内事業所の業務内容の周知を図り、優先発注等の増加を促進していく。 令和3年度に市役所本庁舎北館に開設されるカフェコーナーに授産品を販売できるよう協議を進めていく。

99	チャレンジド雇用の実施	障がいのある人の短期雇用を実施することにより、本人の就労に係るスキルの向上、庁内における障がいに対する理解促進を図ります。	障がい福祉課 人事課	充実	【障がい福祉課】 令和元年度は2名のチャレンジド雇用を実施した。 チャレンジド雇用の他課での受け入れについては、人事課と協議をしたが実現には至らなかった。 【人事課】 障害福祉課と連携し、チャレンジド雇用を実施し、令和元年度で計2名(1名4か月、1名5か月と1か月)を任用し、庁内における障がいに対する理解も一定促進した。	達成(○)		【障がい福祉課】 臨時的任用職員から会計年度任用職員に制度が変わったため、今年度は通年で1名の雇用を実施していく。 チャレンジド雇用の他課での受け入れについては、人事課と協議していく。 【人事課】 障がい福祉課と連携し、チャレンジド雇用を実施し、庁内における障がいに対する理解を促進する。
----	-------------	---	---------------	----	---	-------	--	--

【(基本目標:3)適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり — (施策:1)就労支援の充実(2)就労への支援】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の実行内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
100	公共職業安定所等との連携	障がいのある人の就労先の確保から就労後も安定して働き続けられるよう、就労支援の充実を図るため、西宮公共職業安定所等との連携を強化します。	障がい福祉課	継続	阪神南圏域障害者雇用・就業ネットワーク会議に参加し、公共職業安定所等との情報交換を行った。	達成(○)		阪神南圏域障害者雇用・就業ネットワーク会議に参加し、公共職業安定所等との情報交換を行っていく。
101	知的障害者能力開発センターの紹介	障がいのある人の就労に向けた訓練の場を確保するため、知的障害者能力開発センターの紹介を行っていきます。	障がい福祉課	継続	芦屋市ホームページにおいて、兵庫障害者職業能力開発校の入校案内の周知を行った。	達成(○)		芦屋市ホームページにおいて、兵庫障害者職業能力開発校の入校案内の周知を行っていく。
102	身体障害者高等技術専門学校及び職業能力開発校等の紹介	技能・技術者として、社会活動への参加を促進し、障がいのある人の職業の安定化を図るため、職業人として自立を目指す障がいのある人に対し、能力と適正に応じた職業訓練を受けることができるよう、職業訓練校等の紹介を行います。	障がい福祉課	継続	芦屋市ホームページにおいて、兵庫障害者職業能力開発校の入校案内の周知を行った。	達成(○)		芦屋市ホームページにおいて、兵庫障害者職業能力開発校の入校案内の周知を行っていく。

【(基本目標:3)適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり — (施策:2)多様な社会参加の場・生きがいの場の充実】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の実行内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
103	ふれあい市民運動会の開催(再掲)	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	障がい福祉課	充実	多くの市民が参加できるよう、facebook等を通じて周知に努めた。 放課後等デイサービスの事業所にも開催案内を送付し、多くの児童の参加に繋がった。 芦屋大学ダンスチームをゲストに迎え、レクリエーションを実施した。 【令和元年度実績】 参加人数 362人	達成(○)		新型コロナウイルス感染症対策のため、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」に則り実施可否も含め実行委員会で協議していく。 実施する場合には、周知方法についても適宜見直していく。
104	各種スポーツ大会等の周知及び参加支援の推進	障がいのある人のスポーツ活動及び競技スポーツの振興を図るため、兵庫県が実施する各種スポーツ大会や全国スポーツ大会、車いすマラソン大会等の周知と参加支援を推進します。	障がい福祉課	継続	兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加案内及び取りまとめを実施し、スポーツ大会当日に引率等を行った。	達成(○)		新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、今年度は兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会が中止となった。
105	障がい児・者作品展への参加促進	障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、保健福祉センター等で開催する障がい児・者作品展について、市民への広報や運営などの支援を行います。	社会福祉協議会 障がい福祉課	継続	【社会福祉協議会】 主催として開催する。令和元年度は、出品者への粗品として、各出品者の作品の写真と写真ケースを贈呈した。作品数は150点、作者数435人、感想文総数359通であり、前年度に比べてコンシェルジュなどで協力機関が増加(8機関→13機関)した。 【障がい福祉課】 芦屋市ホームページにて、障がい児・者作品展の開催案内、出展作品の募集を掲載した。また、障がい福祉に関するポータルサイト「あしやねっと♪」等に作品展の作品募集・開催案内を掲載し周知を図った。	達成(○)		【社会福祉協議会】 コロナの影響で前年度までのような作品展実施には至らないことが想定されるが、コロナ感染症予防対策を講じながら実施予定。 【障がい福祉課】 芦屋市ホームページにて、障がい児・者作品展の開催案内、出展作品の募集を掲載した。また、障がい福祉に関するポータルサイト「あしやねっと♪」等に作品展の作品募集・開催案内を掲載し周知を図っていく。

106	障がいのある人の生涯学習活動の振興	○障がいのある人の自主的な学習活動を推進するため、障がいのある人の学習の場である「阪神南青い鳥学級」「阪神南くすの木学級」の開設及び周知を行います。 ○障がいのあるなしにかかわらず、誰でも参加できるしょうがい者とのスポーツ交流ひろばの実施等スポーツ教室の開催支援を行います。 ○障がいのある人が、様々な行事に参加し、社会参加の促進を図るため、市主催の行事・イベントや講演会など、各種文化活動等へ、手話や要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	公民館 社会福祉協議会 スポーツ推進課 障がい福祉課	継続	【公民館】 「阪神南青い鳥学級」西宮教室を実施し、本市からは9名の参加者があった。 「阪神くすの木学級」猪名川教室を実施した。 【社会福祉協議会】 毎月「しょうがい者とのスポーツ交流ひろば」の実施を行っている。その中で、知り合った人との関わりを通じて社会参加の幅が広がっている。 また、社協等のイベント時に手話や要約筆記奉仕員等の派遣コーディネートを実施している。 【スポーツ推進課】 芦屋市社会福祉協議会と連携し、「しょうがい者とのスポーツ交流ひろば」を定期的(月1回)に開催している。 【障がい福祉課】 芦屋市ホームページにて、「阪神南青い鳥学級」「阪神南くすの木学級」の参加案内を掲載した。 障がい者とのスポーツ交流ひろばの実施支援を行った。 障がいのある人が様々な行事や講演会等に参加できるよう、手話・要約筆記奉仕員の派遣を実施した。	達成(○)	【公民館】 「阪神南青い鳥学級」芦屋教室を実施予定。 「阪神くすの木学級」西宮教室を実施予定。 【社会福祉協議会】 ・感染予防対策を講じながら毎月「しょうがい者とのスポーツ交流ひろば」を実施していく。 ・引き続き社協等のイベント時に手話や要約筆記奉仕員等の派遣コーディネートを実施する。 【スポーツ推進課】 コロナ感染症により年度当初は事業(しょうがい者とのスポーツ交流ひろば)を休止していたが、予防対策を講じながら、社会福祉協議会と連携し事業を進めていく。 【障がい福祉課】 芦屋市ホームページにて、「阪神南青い鳥学級」「阪神南くすの木学級」の参加案内を掲載する。 障がい者とのスポーツ交流ひろばの実施支援を行っていく。 障がいのある人が様々な行事や講演会等に参加できるよう、手話・要約筆記奉仕員の派遣を実施していく。
107	社会教育施設等の整備・改善	障がいのあるなしにかかわらず誰でも安全に施設を利用できるよう、バリアフリー化の進んでいない施設について、計画的にバリアフリー化を進めます。	生涯学習課	継続	主な社会教育施設について、車いす用トイレやスロープの整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を進めることができた。	達成(○)	主な社会教育施設について引き続き計画的にバリアフリー化を進めていく。
108	障がいのある人のスポーツへの参加	芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》に基づき、障がいのある人がスポーツに参加しやすい環境づくりに取り組みます。	スポーツ推進課	継続	特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・兵庫芦屋プログラムの活動に対して、会場の確保や利用料金の減免などを行っている。	達成(○)	引き続き特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・兵庫芦屋プログラムの活動に対して、会場の確保や利用料金の減免などを行っていく。

【(基本目標:4)権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり — (施策:1)権利擁護の推進】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
109	権利擁護体制の充実	障がいのある人の権利を守るため、権利擁護支援センターの機能を含めたネットワーク構築の推進に取り組みます。	地域福祉課 (障がい福祉課)	充実	○障がい者施設派等派遣相談員では3施設において10名と昨年より多くの方が活動した。相談事業がより良い支援へとつながっていくよう継続していく。 ○5年未満の従事者を対象とした障がい者虐待防止に向けた研修会をR1.7.3に実施し、63名が参加した。	達成(○)		○障がい者施設派等派遣相談員事業をコロナウイルスによる感染予防対策を講じながら継続して実施。 ○障がい者虐待の防止の取組として、今年度は5年以上の従事者に対する研修の実施及び虐待対応を強化するため帳票集を作成する。
110	相談支援事業の実施(再掲)	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実	【障がい福祉課】 福祉センター内の総合相談窓口において、市内3か所の相談支援事業所が障がいの種別にかかわらず、すべての相談を専門職の相談員が受けている。また、相談内容に応じて適宜関係機関と連携して相談支援を実施している。 【社会福祉協議会】 ・民生児童委員、一般相談、クローバーと連携を図り、相談における入口の整備を行った。 ・計画相談においては、新任の計画相談員向けの芦屋版「計画相談支援の手引き」の改訂版(第2版)を作成した。 ・市内各事業所や関係機関と合同で、事業所説明会「まるっと説明会」を実施し、138名の参加があった。	達成(○)		【障がい福祉課】 福祉センター内の総合相談窓口において、市内3か所の相談支援事業所が障がいの種別にかかわらず、すべての相談を専門職の相談員が対応する。また、相談内容に応じて適宜関係機関と連携して相談支援を実施する。 【社会福祉協議会】 ・民生児童委員の障がい者部会と連携し、より密な連携を図れるよう取り組む。また、令和元年度より開始した地区福祉委員会における発達障がい者模擬体験研修を今年度も実施し、普及啓発を図る。 ・相談員を対象とした相談支援連絡会を定期的に企画し、お互いの顔の見える関係づくりや地域課題の抽出や意見交換を行う。
111	障がい者虐待防止センター機能の充実	権利擁護支援センターに障がい者虐待防止センターの機能を備え、虐待防止の啓発や虐待への対応支援を行います。	障がい福祉課	継続	引き続き権利擁護支援センターに障がい者虐待防止センターの機能を備え、虐待防止の啓発や虐待への対応支援を行っている。 令和元年度に、芦屋市障がい者基幹相談支援センターが障がい福祉サービス従事者向け虐待防止研修を実施し、虐待防止の啓発を行った。	達成(○)		引き続き権利擁護支援センターに障がい者虐待防止センターの機能を備え、虐待防止の啓発や虐待への対応支援を行っていく。
112	成年後見制度利用支援事業の実施	障がいのある人の権利擁護の一つとして、成年後見制度の利用推進のため引き続き実施していくとともに、成年後見制度の普及啓発を行います。	障がい福祉課 社会福祉協議会	継続	【障がい福祉課】 成年後見人の利用推進のため市長申立てや申立て費用の助成、後見人の報酬助成などを行った。 【社会福祉協議会】 ・障がい相談等相談窓口や総合相談窓口などにおける相談から、成年後見制度等の利用を希望する場合、権利擁護支援センターと連携し成年後見制度申立て支援を実施した。 ・所得が低いなどを理由に申立てが困難な場合、成年後見制度利用支援事業の利用を勧めた。	達成(○)		【障がい福祉課】 成年後見人の利用推進のため市長申立てや申立て費用の助成、後見人の報酬助成などを行っていく。 【社会福祉協議会】 障がいのある人とその家族等が成年後見制度を利用するにあたり、制度周知、申立支援等の相談に対応していく。

113	福祉サービス利用援助事業の実施	障がいのある人などが地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用や生活に必要な金銭管理を支援します。	社会福祉協議会	継続	社会福祉協議会及びPASネットでは判断能力が不十分な方に金銭管理と日常生活の安否確認などを実施する福祉サービス利用援助事業の契約をし、継続した支援を実施した。 【令和元年度実績】 精神障がい者9人(見込み含む) 知的障がい者5人 (社協契約総数46人)。	達成(○)		日常的な金銭管理と定期的な訪問による生活状況等の確認と関係機関と連携した支援を継続して行う。
114	障害者差別解消法施行に伴う協議会等体制整備	平成28年4月から施行される障害者差別解消法に基づき、障害者差別解消支援地域協議会の設置等体制整備に向けて検討を行います。	人権推進課 障がい福祉課	新規	【人権推進課】 ●人権講演会 実施日 令和元年7月24日(水) 会場 市役所本庁舎東館3階 大会議室 内容 障がいのある人の差別解消に関する取組みについて 講師 岡山理科大学准教授 川島 聡 氏 参加者 54人 ●「日々の生活と人権を考える集い 2019」 実施日 令和元年11月13日(水) 会場 ルナ・ホール 内容 第1部 映画「キセキの葉書」上映 第2部 脇谷みどりさん講演会「可能性の扉を開けて」 講師 作家 脇谷 みどり 氏 参加者 543人 【障がい福祉課】 上記人権講演会を実施するとともに、障害者差別解消支援地域協議会(作業部会含む)を開催し、障がい者差別関連条例の制定に向け協議を行った。	達成(○)		障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、障がい者差別関連条例の制定に向けて協議を行っていく。 障がい者差別関連条例については9月議会に議案提出予定(制定日は令和3年1月1日)。コロナ感染予防対策を講じながら周知を図る。
115	障害者差別解消法施行に伴う社会教育関係団体等への法の理解と周知	平成28年4月から施行される障害者差別解消法の理解と周知及び法に基づく、障がい者差別解消に向けての人権学習推進への働きかけを各種団体に対し行います。	生涯学習課	新規	芦屋市人権教育推進協議会と連携した、障がいや人権問題に関する学習会等を実施し、参加への働きかけをPTAなどの団体に行った。	達成(○)		芦屋市人権教育推進協議会と連携した、障がいや人権問題に関する学習会等を実施し、参加への働きかけを行う。

【(基本目標:4)権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり — (施策:2)生活環境の整備(1)福祉のまちづくり】

番号	取り組み	内容	所管課	方向性 (2年度末目標)	令和元年度未現在の状況			令和2年度の実行内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
116	駅・道路・建物など一体的なバリアフリー化の推進	障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進するため、バリアフリー法に基づく基本構想により、重点整備地区におけるバリアフリー化事業を推進します。	都市計画課	継続	基本構想(阪神芦屋駅・市役所周辺地区)の特定事業等に関する整備進捗状況や今後の整備計画の報告とともに、未実施の事業については改善策の検討を各施設管理者に求めている。 新たな基本構想(JR芦屋駅周辺地区)の策定に向け、協議を実施している。	達成(○)		基本構想(阪神芦屋駅・市役所周辺地区)の特定事業等に関する整備進捗状況や今後の整備計画の報告とともに、未実施の事業については改善策の検討を各施設管理者に求める。 新たな基本構想(JR芦屋駅周辺地区)の策定を行う。
117	福祉のまちづくりの推進	○バリアフリー情報の提供を行い、ユニバーサルデザインの普及に努めます。 ○兵庫ゆずりあい駐車場制度の普及について、県と協議し推進します。	地域福祉課	継続	○市HPに記載している市内の公共施設等のバリアフリー情報を更新した。 ○兵庫ゆずりあい駐車場利用申請が189件あった。 ○ヘルプマークの配布について、市HPや広報あしや等で周知し、マーク273枚、カード260枚を配布した。	達成(○)		○市HPに記載している市内の公共施設等のバリアフリー情報を更新する。 ○市HPや広報あしや等でヘルプマークについての周知を行い、市民の認知度を上げていきたい。
118	道路・公園等のバリアフリー化推進	道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。	道路・公園課	継続	【道路】 市内1路線において、歩道切下げ工事を実施した。 【公園】 大東公園、春日公園において、バリアフリー化工事を実施した。	達成(○)		道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図る。
119	ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	地域福祉課	継続	予算は確保していたものの、事業者からの申請がなかったため実績なし。	達成(○)		事業者からの依頼があり次第、随時ノンステップバス等の導入への補助を行う。

【(基本目標:4)権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり — (施策:2)生活環境の整備(2)障がいに応じた住まいの確保支援】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
120	住宅改造費の助成	個々の障がいに応じた住宅改造が行えるよう、既存住宅の改造費の助成を行います。	障がい福祉課	継続	【令和元年度】 ○助成件数 0件(申請件数0件)	達成(○)		個々の障がいに応じた住宅改造が行えるよう、既存住宅の改造費の助成を行っていく。
121	障がい者住宅整備資金の貸付	住み慣れた住宅で、個々の障がいに応じた住宅環境を整備することができるよう、既存住宅を改造するために必要な資金の貸付を行います。	障がい福祉課	継続	貸付制度は継続しているが、該当者なし。	達成(○)		毎年申請者はいないが、住み慣れた住宅で、個々の障がいに応じた住宅環境を整備することができるよう、既存住宅を改造するために必要な資金の貸付を行っていく。
122	障がい者向け住宅等の整備	○市営住宅については、空家補修時を活用するなど計画的にバリアフリー化を行うとともに、居住者本人の「模様替え申請」による改修も許可し、改修の促進を図ります。 ○市営住宅居住者について、身体状況等により住宅の住み替えが必要となった場合は、市営住宅内での転居を促進します。	住宅課	継続	「模様替え申請」による改修を3件許可し、身体状況等による住宅の住み替えを2件実施した。	達成(○)		○市営住宅については、空家補修時を活用するなど計画的にバリアフリー化を行うとともに、居住者本人の「模様替え申請」による改修も許可し、改修の促進を図る。 ○市営住宅居住者について、身体状況等により住宅の住み替えが必要となった場合は、市営住宅内での転居を促進する。
123	市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討	平成30年4月完成予定の市営住宅等大規模集約事業の予定地(高浜町)にグループホーム等を含めた福祉施設の設置について検討します。	障がい福祉課 高齢介護課 地域福祉課	新規	平成30年12月より、地域生活支援拠点として、児童・障がい・高齢等の各事業を含む複合施設が開所し、障がいに関しては、『短期入所』、『共同生活援助(グループホーム)』、『就労継続支援A型』及び『就労継続支援B型』の事業が当施設内に配置されている。	達成(○)		高浜町ライフサポートステーションにおいて児童・障がい・高齢等の各事業を含む複合施設が開所し、障がいに関しては、『短期入所』、『共同生活援助(グループホーム)』、『就労継続支援A型』及び『就労継続支援B型』の事業が当施設内に配置されている。
124	兵庫県居住支援協議会への参画	県・市・住宅関係団体・福祉関係団体等で構成する「兵庫県居住支援協議会」に参画し、障がいのある人などが民間賃貸住宅に円滑に入居できるための方策等を協議します。	住宅課	継続	民間賃貸住宅の入居拒否等に関する相談窓口を開設している。	達成(○)		県・市・住宅関係団体・福祉関係団体等で構成する「兵庫県居住支援協議会」に参画し、障がいのある人などが民間賃貸住宅に円滑に入居できるための方策等を協議する。

【(基本目標:4)権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり — (施策:3)防災・防犯対策の充実】

番号	取り組み	内 容	所管課	方 向 性 (2年度末目標)	令和元年度末現在の状況			令和2年度の取組内容
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由	取組内容
125	防災体制の強化	芦屋市における防災体制の充実を図るため、「芦屋市地域防災計画」について、国や兵庫県の防災計画や防災対策の見直しとの整合を図りつつ、津波対策に関する箇所等の見直しを毎年度実施します。	防災安全課	継続	芦屋市地域防災計画について、国や兵庫県の防災計画との整合性をとりながら、実際の災害対応における経験等を踏まえ、毎年度地震津波対策、風水害対策等の見直しを実施している。令和元年度の修正では、避難勧告ガイドラインの改訂に伴う見直しや高潮に関する避難勧告等の発令基準を追加した。	達成(○)		芦屋市地域防災計画について、国や兵庫県の防災計画と整合性を取りながら見直しを実施する。
126	自主防災組織の確立	災害時に地域における支援活動を担う自主防災会の普及率の向上を図るとともに、活動内容の充実を図ります。	防災安全課	継続	地域における自主防災訓練や出前講座、防災講習会等に積極的に支援を行い、自主防災会の育成を促進し、併せて地域防災活動の充実を図った。 地区防災計画策定の機運がある地区に対して、ワークショップ等を実施した。	未達成(●)	引き続き、自主防災会の普及率向上を図りつつ、市民一人ひとりの防災意識の維持向上及び地区防災計画の取組支援に取り組んでいく必要がある。	地域における自主防災訓練や出前講座、防災講習会等を通じて、自主防災会の育成を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の地区を中心に、地区防災計画の取組を支援していく。
127	防犯体制の整備	まちづくり防犯グループの活動を充実させるとともに、関係機関と連携し、情報共有と防犯体制の強化を図ります。	建設総務課	継続	まちづくり防犯グループ連絡協議会を開催し、各グループ間の情報共有を行った。 生活安全推進連絡会を開催し、生活安全に関わる活動団体との連携を図り、地域防犯力を高める取組を推進した。	達成(○)		警察とは引き続き連携して防犯体制を取っている。 まちづくり防犯グループ及び生活安全連絡推進会に関しては、新型コロナウイルス感染症対策として「3つの密」を避ける必要があるため、従来通りの交流や会合は困難。代替案等を関係者と協議中。
128	防災・防犯知識等の普及啓発	広報紙や講演会、市のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及啓発に努めます。	防災安全課	継続	市のホームページや広報紙、広報番組等を活用し、防災知識の啓発を行った。SNS(Facebook, Twitter)で防災訓練や防災イベントの様子を発信し、防災活動の普及啓発に努めた。また、令和元年12月には芦屋市高潮マップを発行し、毎年発行している土砂災害・津波に加えて高潮に対する知識の普及啓発を行った。	達成(○)		市のホームページや広報紙、広報番組等を活用し、防災知識の啓発を行う。SNS(Facebook, Twitter)で防災訓練や防災イベントの様子を発信し、防災活動の普及啓発に努める。洪水ハザードマップを作成し全戸配布を行う予定。

129	緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立	○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要支援者(緊急・災害時要援護者)の名簿については、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に行えるよう、名簿の更新及び新規登録の促進を図っていきます。 ○自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関等と連携し、緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を構築していきます。	障がい福祉課 防災安全課 地域福祉課 社会福祉協議会	充実	【障がい福祉課】 従前から取り組んでいる要援護者台帳の作成を実施しており、令和元年度末で490人の方からの登録ができています。 また、モデルケースをもとに緊急時ケアプラン(災害時における個別支援計画を作成することで、平常時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援を計画する取組み)の取組を実施した。 【防災安全課】 災害時要配慮者名簿について、要配慮者の支援者である自治会や自主防災会への説明会を個別に実施し、名簿の受領促進を図りました。 【地域福祉課】 民生委員・児童委員が緊急・災害時要援護者台帳登録希望者を訪問し、新規受付や、登録情報の更新を随時行った。 今後の要配慮者名簿のあり方について関係課と検討し、「災害時ケアプラン」のモデル事業に取り組んだ。 【社会福祉協議会】 「防災と福祉の連携促進モデル事業」を実施。モデルとなった町に在住の障がい当事者、その家族と自治会、自主防災、民生委員、福祉推進委員、行政とともに個別支援計画づくりや実際に避難訓練を実践した。	未達成(●)	要配慮者への啓発を図るとともに、名簿の未受領団体への受領促進や地域における支援体制を構築する必要がある。	【障がい福祉課】 引き続き要援護者台帳の作成及び登録の周知を図っていく。 緊急時ケアプランについては、防災安全課と連携して取り組みを推進していく。 【防災安全課】 平常時から地域と要配慮者がつながれるよう、防災部局と福祉部局が連携し、要配慮者や地域支援者に啓発していく。 【地域福祉課】 民生委員・児童委員に緊急・災害時要援護者台帳登録希望者の訪問、新規受付や、登録情報の更新を随時行っていただく。 民生委員・児童委員に、更新した要配慮者名簿を渡す。 緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を検討するため、昨年度実施したモデル事業の展開について、関係課と協議し実践していく。 【社会福祉協議会】 社協だけに限らず、市内の障がい相談事業所に昨年度のモデル実施の状況を伝え、災害時個別支援計画づくりの促進を図る。
130	災害時避難場所の整備	災害時に避難所に指定されている公共施設等において、障がい特性に応じた支援ができるよう整備を行い、食料品や飲料水、医療救急セット等の物資の備蓄を行います。	防災安全課	継続	拠点避難所等において、救助用・救急用資機材の外、食料や飲料水等の備蓄を行っている。 避難所に指定されている学校園等では、福祉的避難スペースを設けるなどして、要配慮者の支援に努めている。	達成(○)		引き続き、必要な物資の備蓄を行うと共に、福祉的避難スペースの拡充に努め、要配慮者の支援ができる体制を整える。
131	福祉避難所の確保	福祉避難所の指定を増やすとともに、民間の福祉施設へも働きかけを行い、福祉避難所の確保に努めます。	防災安全課	継続	引き続き、指定に向けての対象施設の増設に向けた検討や協議を行った。	達成(○)		民間施設と福祉避難所の指定に関する協定を締結し、福祉避難所の増設に努める。
132	緊急通報システム事業の実施	ひとり暮らしの重度障がい者に対して、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するため、緊急通報システムの設置を行います。	障がい福祉課	継続	補助制度は継続しているが、該当者なし。	達成(○)		毎年該当者はいないが、周知を図っていく。
133	消費生活相談の実施(消費生活センター)	消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、法律に関する専門家を活用するなど、相談体制の充実を図り、訪問販売、悪質商法のトラブルなどあらゆる相談を行います。	地域経済振興課	継続	特別支援学校2年生、3年生、障がい者支援事業所にて消費者教育講座を実施した。	達成(○)		特別支援学校2年生、3年生に消費者教育講座を実施する。
134	119番等緊急通報受信体制の整備	○聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいがある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象にメールやFAXによる119番通報の受信体制を整備します。 ○障がいのある人の緊急時の通報手段として、緊急通報システム(ペンダント通報)を実施します。	消防本部 警防課	継続	○聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいがある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に「メール119」と「FAX119」の整備を完了済。 ○上記に加え新たに「Net119システム」を令和元年10月に導入し運用を開始した。登録者数38人、利用件数1件	達成(○)		○聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいがある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に「メール119」と「FAX119」の整備を完了済。 ○「Net119システム」について、障がい福祉課と連携して周知に努める。

芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画 進捗状況（令和2年度当初時点）について

基本目標		施策		項目		項目数	継続	充実	新規	達成	未達	No.
1	地域で安心して生活できる基盤づくり	1 相談支援体制の充実				7	4	3	0	7	0	
		2 障がい福祉サービスの充実	1	自立支援給付・地域生活支援事業	6	6	0	0	6	0		
			2	障がい福祉サービス提供基盤の確保	6	5	0	1	6	0		
			3	障がいのある人の生活を支援するサービス	12	11	0	1	12	0		
			4	障がいのある人の外出を支援するサービス	3	3	0	0	3	0		
		3 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応	1	乳幼児期	9	9	0	0	9	0		
			2	成人期	4	4	0	0	4	0		
4 医療関連施策の充実				5	4	0	1	5	0			
5 障がいに応じた情報提供の充実				4	4	0	0	4	0			
2	共に学び共に地域で活動できる体制づくり	1 広報啓発活動の充実				2	2	0	0	2	0	
		2 一貫した教育支援体制の構築	1	乳幼児期における療育・保育等	4	4	0	0	4	0		
			2	特別支援教育の推進	10	8	2	0	10	0		
		3 福祉教育の推進	1	学校教育	5	4	1	0	5	0		
			2	社会教育	2	2	0	0	2	0		
		4 交流活動の充実				4	3	1	0	4	0	
5 地域福祉活動の促進				7	7	0	0	7	0			
3	適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり	1 就労支援の充実	1	障がいのある人の雇用機会の拡大	9	7	2	0	9	0		
			2	就労への支援	3	3	0	0	3	0		
2 多様な社会参加の場・生きがいの場の充実				6	5	1	0	6	0			
4	権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり	1 権利擁護の推進				7	3	2	2	7	0	
		2 生活環境の整備	1	福祉のまちづくり	4	4	0	0	4	0		
			2	障がいに応じた住まいの確保支援	5	4	1	0	5	0		
3 防災・防犯対策の充実				10	9	1	0	8	2	126・129		
合計						134	115	14	5	132	2	

芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画（令和2年度当初時点） 未達項目について

番号	取り組み	所管課	方向性 (令和2年度末目標)	令和元年度末現在の状況		令和2年度末現在の状況
	内容			左記の取り組み・内容の進捗状況	未達成の理由	左記の取り組み・内容の進捗状況
126	自主防災組織の確立	防災安全課	継続	地域における自主防災訓練や出前講座、防災講習会等に積極的に支援を行い、自主防災会の育成を促進し、併せて地域防災活動の充実を図った。 地区防災計画策定の機運がある地区に対して、ワークショップ等を実施した。	引き続き、自主防災会の普及率向上を図りつつ、市民一人ひとりの防災意識の維持向上及び地区防災計画の取組支援に取り組んでいく必要がある。	地域における自主防災訓練や出前講座、防災講習会等を通じて、自主防災会の育成を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の地区を中心に、地区防災計画の取組を支援していく。
	災害時に地域における支援活動を担う自主防災会の普及率の向上を図るとともに、活動内容の充実を図ります。					
129	緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立	障がい福祉課 防災安全課 地域福祉課 社会福祉協議会	充実	【障がい福祉課】 従前から取り組んでいる要援護者台帳の作成を実施しており、令和元年度末で490人の方からの登録ができています。 また、モデルケースをもとに緊急時ケアプラン（災害時における個別支援計画を作成することで、平常時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援を計画する取組み）の取組を実施した。 【防災安全課】 災害時要配慮者名簿について、要配慮者の支援者である自治会や自主防災会への説明会を個別に実施し、名簿の受領促進を図りました。 【地域福祉課】 民生委員・児童委員が緊急・災害時要援護者台帳登録希望者を訪問し、新規受付や、登録情報の更新を随時行った。 今後の要配慮者名簿のあり方について関係課と検討し、「災害時ケアプラン」のモデル事業に取り組んだ。 【社会福祉協議会】 「防災と福祉の連携促進モデル事業」を実施。モデルとなった町に在住の障がい当事者、その家族と自治会、自主防災、民生委員、福祉推進委員、行政とともに個別支援計画づくりや実際に避難訓練を実践した。	要配慮者への啓発を図るとともに、名簿の未受領団体への受領促進や地域における支援体制を構築する必要がある。	【障がい福祉課】 引き続き要援護者台帳の作成及び登録の周知を図っていく。 緊急時ケアプランについては、防災安全課と連携して取り組みを推進していく。 【防災安全課】 平常時から地域と要配慮者がつながれるよう、防災部局と福祉部局が連携し、要配慮者や地域支援者に啓発していく。 【地域福祉課】 民生委員・児童委員に緊急・災害時要援護者台帳登録希望者の訪問、新規受付や、登録情報の更新を随時行っていく。 民生委員・児童委員に、更新した要配慮者名簿を渡す。 緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を検討するため、昨年度実施したモデル事業の展開について、関係課と協議し実践していく。 【社会福祉協議会】 社協だけに限らず、市内の障がい相談事業所に昨年度のモデル実施の状況を伝え、災害時個別支援計画づくりの促進を図る。
	○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要支援者（緊急・災害時要援護者）の名簿については、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に行えるよう、名簿の更新及び新規登録の促進を図っていきます。 ○自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関等と連携し、緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を構築していきます。					